

1. 平成10年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策

付録1は、平成10年5月に刊行
されたものです。

目 次

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

第1節 総合的・計画的な施策推進 341

第1節 諸施策の相互連携 341

第2節 各種計画の連携 341

第3節 多様な施策手法の活用 342

第2節 事業活動における環境への配慮 342

第1節 規制的手法の活用 342

第2節 環境影響評価の推進 342

第3節 自主的な環境管理の促進 342

第4節 経済的手法による環境負荷の低減 342

第3節 自主的な活動の促進 342

第1節 環境教育・学習の推進 342

第2節 自主的な活動の支援 343

第4節 環境情報システムの活用 343

第1節 環境モニタリングの充実 343

第2節 環境情報システムの整備 343

第3節 環境情報の提供 344

第5節 調査研究の推進 344

第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

第1節 自動車公害の防止 345

第1節 自動車排ガス対策 345

第2節 自動車騒音対策 347

第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進 347

第1節 廃棄物の発生抑制 347

第2節 適正なりサイクルの推進 348

第3節 廃棄物の適正な処理の推進 348

第4節 適正管理のための基盤づくり 348

第3節 大気環境の保全 349

第1節 排出の抑制 349

第2節 環境監視 349

第4節 水環境の保全 350

第1節 発生源対策 350

第2節 水の浄化 351

第3節 水循環機能の確保 351

第4節 環境監視 351

第5節 地盤環境の保全 351

第1節 未然防止 351

第2節 地盤環境の回復 352

第3節 環境監視 352

第6節 騒音・振動の防止 352

第1節 固定発生源対策 352

第2節 移動発生源対策 352

第7節 環境保健対策等の推進 352

第1節 公害に係る健康被害の救済と予防 352

第2節 公害等の苦情及び紛争の処理 353

第3節 事業者における公害防止対策の促進 353

第4節 化学物質の包括的対応 354

第3章 自然と共生する豊かな環境の創造

第1節 生態系の多様性の確保 355

第1節 野生動物種の多様性の確保 355

第2節 野生動物種の多様性の確保 355

第2節 多様な自然環境の保全・回復・活用 355

第1節 貴重な自然の保全 356

第2節 森林環境の保全・整備 356

第3節 地域緑地の保全 356

第4節 農空間の保全と活用 357

第5節 水辺環境の保全と活用 357

第3節 自然とふれあう場と機会づくり 358

第1節 自然公園の整備・管理 358

第2節 森林とのふれあいの場と機会づくり 358

第3節 水辺でのふれあいの場と機会づくり 358

第4節 自然環境の保全・創造のための活動の推進 359

第1節 推進体制の整備 359

第2節 自主的な活動の促進 359

第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

第1節 潤いと安らぎのある都市空間の形成 360

第1節 緑豊かなまちづくり 360

第2節 水辺環境の整備 360

第3節 ゆとりある空間の確保 361

第2節 美しい景観の形成 361

第1節 公共事業等による推進 361

第2節 適切な誘導・規制 362

第3節 景観づくり活動等の促進 362

第3節 歴史的文化的環境の形成 362

第1節 歴史的文化的遺産を活かしたまちづくり 362

第2節 開かれた歴史的文化的環境づくり 363

第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

第1節 地球環境保全に資する取組の推進 363

第1節 協働による行動の推進 363

第2節 地球環境問題への取組 364

第3節 開発途上国等に対する環境協力の推進 364

第4節 地球環境に関する調査研究の推進 365

第2節 環境に優しい地域づくり 365

第1節 循環型社会へ向けた取組 365

第2節 基盤の整備 366

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

昨年12月に京都で「気候変動枠組条約第3回締約国会議」(UNFCCC-COP3)が開催されるなど、地球規模の環境問題に対する国際的取組が進展の中、府では、地球規模で考え足元から地球環境保全や都市生活型公害の克服に向けた取組を推進していく。

総合的・計画的な施策推進として、「大阪府環境行政推進会議」の場等を活用し、庁内の機関相互の連携、調整を図り、施策を推進していくとともに、府民・事業者等で構成する豊かな環境づくりに関する協議による取組を展開する。また、平成10年2月に策定した「第6次大阪地域公害防止計画」等、府の各種の計画と環境総合計画との調整を図る。

事業活動における環境への配慮として、法律や条例による規制に加えて、平成10年3月に制定した「大阪府環境影響評価条例」の全面施行に向けた取組を進める。また、府自らも平成9年3月に策定した「環境にやさしい大阪府庁行動計画」に基づき、グリーン購入等の取組を進めるとともに、ISO14001の認証取得を目指す。

また、環境への負荷の少ないライフスタイルや社会経済システムを構築するため、府民一人ひとりが環境との関わりを深く認識し、環境に配慮した生活・行動を自主的に実践していくよう、環境教育・学習を積極的に行き、環境にやさしい生活・行動の実践により、環境教育・学習や環境情報の整備・提供に努める。

さらには、環境の状況把握、将来予測など、科学的基盤となる調査研究を引き続き行う。

第1節 総合的・計画的な施策推進

第1 諸施策の相互連携

①環境基本条例等の施行・推進

環境基本条例の推進
人の心がよいかよいかという豊かな環境の保全と創造に向けて、「大阪府環境基本条例」(平成6年3月制定)に基づき、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境に係る環境施策を総合的・計画的に推進する。

②生活環境の保全等に関する条例の推進

大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護と生活環境の保全を図るため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年3月制定)に基づき、公害の防止に関する規制の措置や生活環境の保全に関する施策などを推進する。

③自然環境保全条例の推進

「大阪府自然環境保全条例」に基づき、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進する。

④環境総合計画等の推進

環境総合計画の推進
「豊かな環境都市・大阪」の実現を長期的な目標とする「大阪府環境総合計画」(平成8年3月策定)の進捗管理を行い、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

⑤みどりの大阪21推進プランの推進

みどりをあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市大阪を実現していくため、「文化的でアメニティ豊かな都市の実現」、「自然と人間が共生するエコ社会の構築」、「安全な都市づくり」の3つを基本目標とした「みどりの大阪21推進プラン」(平成8年2月策定)に基づき、府、市町村、事業者、府民がそれぞれの立場で役割を担い、相互に連携を保ちながら本プランの推進に努める。

③環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進

環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進
府が、事業者・消費者としての立場から、あらゆる事務事業に環境への配慮を徹底することをめざして平成9年3月に策定した「環境にやさしい大阪府庁行動計画」(府庁エコアクションプラン)に基づき、省エネルギーやリサイクルなどの取組を推進するとともに、庁内環境負荷改善状況調査などにより計画の点検を行う。

④グリーン購入の推進(一部新規)

環境にやさしい大阪府庁行動計画に基づき、平成9年度から事務用品について実施しているグリーン購入(環境にやさしい商品の優先購入)について、白色度70のコピー用紙への切替など対象品目の拡充を図るとともに、新たに「グリーン購入ガイドライン(仮称)」を発行する。

⑤ISO14001の認証取得

①ISO14001の認証取得(新規)

環境にやさしい大阪府庁行動計画に基づき取組を一層充実強化するため、庁内に国際標準に則した環境管理システムを導入し、ISO14001の認証取得を目指す。

また、庁内の環境負荷改善状況について取りまとめた「庁内環境活動レポート(仮称)」を発行する。

②審議会における審議

③環境審議会における審議

大阪府環境審議会は、環境基本法、水質汚濁防止法及び大阪府環境審議会条例に基づき、平成6年8月に設置され、府域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

④自然環境保全条例における審議

自然環境保全法及び大阪府自然環境保全条例に基づき、府における自然環境保全に関する基本的な事項及び温泉行政に関する事項を調査審議する。

⑥府の機関相互の連携による施策推進

大阪府環境行政推進会議の場の活用
府の環境に関する重要な方針決定や意見交換等を行う場として設置した「大阪府環境行政推進会議」の円滑な運営により、庁内機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図る。

⑦府民等との協働による施策推進

豊かな環境づくりに大阪府民会議の運営
「豊かな環境づくりに大阪府民会議」において、府民、事業者、市町村等で構成する「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「公害財特法」という)の適用を受ける事業を中心とした各種の公害対策事業及び公害関連事業について、環境総合計画との整合性に配慮し、円滑な推進を図る。

第2 各種計画の連携

①各種計画の調整・連携

環境総合計画と大阪地域公害防止計画との整合の確保
平成10年2月に策定した第6次「大阪地域公害防止計画」(目標年次：平成13年度、対象地域：府内の33市5町)に基づき、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「公害財特法」という)の適用を受ける事業を中心とした各種の公害対策事業及び公害関連事業について、環境総合計画との整合性に配慮し、円滑な推進を図る。

②主要関係計画との調整・連携

府における計画のうち、環境に關連する事項を定める計画について、環境総合計画との調和が保たれるよう調整・連携を図る。

第3 多様な施策手法の活用

- 多様な施策手法の活用
事業活動に対する規制的手法を活用するほか、自主的な環境管理、経済的手段による誘導的手法、環境教育など多様な施策手法を適切に組み合わせることにより、豊かな環境の保全と創造に関する諸施策の総合的推進を図る。

第2節 事業活動における環境への配慮

第1 規制的手法の活用

- ①規制の措置
 - 公害防止など環境保全関係法令に基づく規制・指導
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき工場・事業場に対して公害の防止に関する規制・指導を行う。
 - 大阪府屋外広告物条例」に基づき、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、適正な屋外広告物の掲出がなされるよう規制・指導を行うとともに、違法広告物の除去作業を行う。
 - 下水道事業・一般廃棄物処理施設等を整備する市町村に対して、公害財持法に基づき下水道事業・一般廃棄物処理施設等を整備する市町村に対して、市町村施設整備資金を貸付ける。
 - 「文化財保護法」及び「大阪府文化財保護条例」等に基づき指定された史跡、名勝等の保護を図るほか、開発地における文化財の保護を図る。

第2 環境影響評価の推進

- ①環境影響評価の推進
 - 環境影響評価要綱の運用
「大阪府環境影響評価要綱」に規定する対象事業について事業者が実施する環境影響評価に関し、関係住民、関係市町村及び学識経験者等の意見を踏まえ、必要な指導・助言を行う。
 - 環境影響評価条例の全面施行に向けた取組（新規）
平成10年3月に制定された「大阪府環境影響評価条例」について、普及、啓発を進めるとともに、円滑な手続の実施のための規則の制定、環境影響評価及び事後調査が適正に行われるための技術指針の策定等、全面施行に向けた準備を進める。

②環境監視の実施

- 関西国際空港環境監視機構の運営
知事と9市4町の長により構成する「関西国際空港環境監視機構」において関西国際空港の運用及び空港関連事業に係る環境監視データを収集・検討し、必要に応じて空港関連事業者に対策等を要請・勧告する。
- 大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会の運営
大阪府域における大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る環境監視及び環境保全対策について、「大阪府域環境保全協議会」において大阪湾広域圏域環境整備センターを指導する。

第3 自主的な環境管理の促進

- ①自主的な環境管理の促進
 - 環境総括責任者の設置促進
大阪府環境基本条例に基づき、事業者の組織する団体と連携し、国内外の動向や府域の実態を踏まえ、国際標準化機構（ISO）等の環境規格の普及を通じて、環境総括責任者の設置を促進する。

- 自主的な環境管理・監査に向けての啓発、情報の提供
国際標準化機構、日本工業規格（JIS）における環境マネジメントシステム、環境監査の規格をうけて、取組が進んでいない中小企業を中心に普及支援を行う。
- エコビジネスの効果的な推進方策の調査検討
グリーン購入の推進等、エコビジネスの効果的な推進方策について調査検討する。

第4 経済的手法による環境負荷の低減

①経済的負担

- 経済的負担に関する調査検討
製品・サービスの価格に環境保全の費用を適切に反映させざるなど、都市・生活型公害の防止、廃棄物の抑制、二酸化炭素排出抑制など環境負荷の低減につながる誘導方策について、調査検討を進める。

②経済的助成

- 中小企業に対する公害防止資金の融資制度
公害を防止するために必要な処理施設の設置、改善又は工場・事業場の移転に係る費用に対して融資のあっせん及びこれに係る利子補給を行う。
- 中小企業に対する低公害車購入資金特別融資制度
中小企業者が空車廃棄物排出量の少ない低公害な自動車に買い換える場合などに、購入資金の融資のあっせん及びこれに係る利子補給を行う。
- 低公害車普及促進の優遇税制
低公害車の普及を促進するための優遇税制を適用する。

第3節 自主的な活動の促進

第1 環境教育・学習の推進

- ①学校における環境教育の推進
 - 授業、クラブ活動などでの環境教育への取組
環境を大切にしたい、よりよい環境構築の趣旨に基づき、環境教育が推進されるよう指導人間を養成するため、「環境教育の手引き（環境にやさしい暮らしと社会を求めて）」「環境教育プログラム集（地球はみんなの運動場）」の活用を図るよう指導する。
 - 視聴覚教材や環境教育教材の開発・作成・提供（新規）
子どもたちが学校生活において環境に配慮すべき事項をマニキュアル化するとともに、それを各自で実践して事後にクラス全体で評価できる資料「ことどもエコスクール帳（版新）」を作成する。
 - 教員向け手引書等の指導書の開発・作成・提供
教員向け手引書等を活用するよう府立学校及び市町村教育委員会を指導する。
 - 教員等の環境教育指導者としての養成、研修の実施
環境教育の基本理念、環境問題の現状と課題、実践のための実験・実習等を中心とした教員研修を行う。
 - 体験型学習施設等の活用等
活用等の校外における取組自然の中での宿泊を伴う団体生活及び野外活動を通じて、心身ともに健全な少年の育成を図るため、府立少年自然の家を運営し、小・中学校、高等学校、養護教育諸学校の児童・生徒の利用に供する。

第2 自主的な活動の支援

- ②社会における自主的な環境学習への支援
 - 地域や職場における環境学習リダーの養成
 - 地域における環境保全活動のリダー的役割を果たす人材を養成する「環境活動リダー支援講習(仮称)」を実施する。
 - 環境に関する関心や知識、活動の程度に応じた多様な啓発、研修の実施
 - 市町村が住民を対象として行う事業を支援する地域環境保全活動推進事業などにより、環境に関する関心や知識、活動の程度に応じた多様な啓発、研修を実施する。
 - 社会教育テレビ番組「現代を生きる」の活用
 - 社会教育テレビ番組「現代を生きる」の中で、自然保護、環境保全など環境問題に関する内容の番組を作成し、情報提供や実践活動へのきっかけづくりを行う。
 - 啓発や学習、実践活動に必要な資料の提供
 - 府民を対象とした環境啓発リーフレットを作成し、身近な環境問題について、広く普及啓発を行う。
 - 実践的環境学習のできる場の確保
 - 府民が環境学習をより効果的に実施するために役立つ情報の提供の場として「大阪府環境情報コーナー」の活用を行う。
 - 実践活動、施設、人材等の情報の収集・提供
 - インテック・ネット等を活用し、環境教育、啓発活動の実践事例や施設情報の情報提供を行う。
 - 各種月間行事、啓発、イベントに対する参加の促進
 - 「豊かな環境づくり大阪府民の集い」を開催するほか、6月の環境月間をはじめ、各種行事における環境に関するイベント等を実施する。
 - 各社会分野における環境教育・学習、実践活動の相互連携の強化促進
 - 家庭、学校、地域、職場などそれぞれの社会分野における環境教育・学習、実践活動の相互連携の強化促進を図る。
 - 効果的な環境教育手法等に関する調査研究
 - トロンボ池を題材に、ピオトーブ空間を利用した都市部での環境の創造や、環境教育による啓発手法の調査研究を行う。
 - 子どもエコクラブ活動の支援
 - 子どもたちの環境学習を支援する「子どもエコクラブ」事業のサポーター等を対象とした実践研修を実施する。
- ③推進体制づくり
- 市町村環境教育推進会議の運営
- 府及び市町村の環境教育担当者による情報交換の場として、市町村環境教育推進会議を開催する。
- 豊かな環境づくり大阪府民会議の活用
- 「民間団体環境保全活動助成事業」の構成団体等が行う自主的な環境学習事業に対し、「民間団体環境保全活動助成事業」により助成するとともに、ホームページ「かんきょう交流ルーム」を通じて、環境に関する情報の交流を促進する。
- 大阪府環境行政推進会議の活用
- 「大阪府環境行政推進会議」の場を活用して、情報交換や意見交換を行うなど府における環境教育(学習)関連施策を総合的、体系的に推進する。

- ①推進体制の整備
- 豊かな環境づくり大阪府民会議の運営
- 「豊かな環境づくり大阪行動計画」に基づき、府民、事業者の自主的な環境保全活動等を奨励するため、平成9年3月に創設した「おおさか環境賞」の授与式を開催するとともに、企画内容が創造的で他の団体を先導することが期待される活動に対し、助成金を交付する。また、環境活動のリダーの支援のための講習を実施する。

- ②活動基盤の充実
- 大阪府環境保全基金、大阪府みどりの基金の充実
- 大阪府環境保全基金を運営し、環境教育・府民啓発の推進、地域環境保全活動の支援など府民の自主的な環境保全活動を促進する。
- 「大阪府みどりの基金」を運営し、緑化の推進及び良好な自然環境の保全を図るほか、(財)大阪みどりのトラスト協会の活動に対して助成を行う。
- 環境保全活動指導者のネットワークづくり
- 環境保全活動指導者相互の情報交流や協力を図るネットワークづくりを進める。
- 奨励制度の充実
- 企画内容が創造的で他の団体を先導することが期待される豊かな環境づくりに向けた活動に対し、環境保全基金を活用し、助成金を交付する。
- 環境情報提供施設の拡充
- 「大阪府環境情報コーナー」、「環境情報表示館」等による情報提供機能の拡充を図る。

第4節 環境情報の活用

第1 環境モニタリングの充実

- ①モニタリングの充実
- 発生源、環境質、府民意識及び影響モニタリングの充実
- 大気、水質及び騒音等について環境質あるいは発生源の状況を測定、検査分析するとともに、測定局及び測定機器、分析機器等の整備・更新を行う。
- 新たな課題に対応するモニタリングデータの検討
- ランドサット等のリモートセンシングデータを活用した広範囲のモニタリングシステムの検討を進める。

第2 環境情報システムの整備

- ①データベースの充実
- データの一元的管理、検索・表示等の機能の強化
- 各種の環境情報(一元管理や検索・表示等の機能の強化などを図り、種々の環境情報)を総合的に活用できるような体系的なデータベース化を推進する。

- ②解析・予測・評価システムの充実
- システムの機能強化、環境指標の開発等
- 環境シミュレーションの高度化等に対応するため、解析・予測・評価を行うソフトウェアの充実や画像処理装置を利用した表示システムの整備を行う。また、環境の状況の把握・評価、施策の進捗状況の管理に資する環境指標の検討を進める。

第3 環境情報の提供

- ① 情報提供体制の整備
 - 環境情報コーナラーの充実
環境情報に関する図書、資料、ビデオのほか、環境に関する情報を広く収集し、パソコン等も用いて分かりやすく提供する。また、環境アセスメントに関する図書を収集整理し、閲覧、縦覧を行う。
 - 環境情報提供システムの整備
インターネット等による環境情報提供システムの整備を進める。
 - 情報提供等の充実
(財)中小企業情報センターにおいて、中小企業の環境問題や省エネエネルギーへの対応を支援するため、必要な情報の収集及び事例調査を行うとともに、各種冊子や情報誌、インターネット等により情報提供を行う。また、併設する産業情報図書館でも、関係する図書、雑誌等を収集、閲覧する。
- ② コンピュータネットワークを利用した提供システムの整備
 - インターネット等の活用による情報の発・受信
インターネットを活用し、環境保全技術に関する情報をAPEC諸国等へ発信するとともに、環境に関するイベントや施策の情報提供を推進する。
 - 府民参加型の環境ホームページ「かんきよよう交流ルーム」の運営
インターネットを活用して、いつでも自由な環境情報について情報提供や意見交換を行うことができる府民参加型の環境ホームページである「かんきよよう交流ルーム」を運営し、府民、事業者による自主的な環境情報の交流を促進する。

④ 環境白書等の作成

- 環境白書等の作成
環境の状況や豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を中心に、環境に関する資料を併せて取りまとめた「大阪府環境白書」や、広く府民に環境問題に関する理解を深めてもらい、行動を促すための小冊子「おおさかの環境」等を作成し、情報の提供を行う。

第5節 調査研究の推進

① 環境技術の振興

- 試験研究体制の整備
「大阪府研究開発大綱」に基づき公害監視センター、農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所等の府立の試験研究機関や府立大学の試験研究体制の充実、強化に努める。
- 研究開発の推進
化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、分析法の開発等を推進する。
環境保全型農業生産技術や都市廃棄物の再生資源化利用技術、自然環境保全と緑地創出技術等に関する研究等を推進する。
- 水域環境の向上を図るための水産資源生存環境及び生態等に関する調査研究を推進する。
環境汚染による健康被害等の研究を推進する。
バイオテクノロジーの活用による印刷製版フィルムからポリエスチレンと銀を連続分別回収するシステムの開発、リサイクルに適した高機能薄膜の新規製造法と着色ガラスへの応用に関する研究等を推進する。
環境資源としてのため池の周辺環境と調和した利活用に関する研究、微生物ユーグレナなどによる大気中の二酸化炭素の低減化と食糧資源の生産に関する研究等を推進する。
また、研究総合調整事業として、府立の試験研究機関等において共同で、産業排水の脱色技術の確立に関する調査研究等を推進する。

■ 成果の普及

各調査研究の成果について、専門の学会での発表、所報等への論文の投稿、技術フォーラム等を通じて研究成果の普及を図るとともに、市町村職員や開発途上国に対する技術研修を行うほか、府民にわかりやすく提供する。

また、環境に関する技術のうち、農業関係の新しい技術について、専門技術員を通じて普及を図るほか、産業技術に関する知識と経験を有する者について、技術アドバイザーとして登録し、府下の中小企業の要請に応じて派遣し、技術指導を行い、中小企業の技術向上を図る。

② 調査研究の推進

- 環境の保全と創造に関する実証研究
酸性雨・酸性霧の実態調査及び生態系や構造物への影響調査等を行うとともに、大阪湾の高栄養化及び重金金属汚染や化学物質及び農業に関する調査研究を行う。
- 都市廃棄物や農業生産活動により排出される有機性廃棄物を有効に利用するため、それらの再生型肥料化技術の開発及び農業用資材としての利用法の確立を図る。
- 環境保全型農業を進めるため、環境にやさしい土壌管理技術や肥培管理技術の開発、産経営技術の開発を図る。
- 貴重な自然環境を保全するため、野生動物の生息環境や密度管理手法等の調査及び開発を図るとともに、多様な緑化空間の創出のため効果的な緑化技術の開発を行う。
- 大阪湾における海域環境の定期的な把握をもとに、海況変動機構を明らかにするとともに、富栄養化の著しい湾奥部における環境改善と生物との関係の調査並びに緑化空間の拡充及び生物多様性の回復のための環境改善方策についての調査研究を行う。
- ため池等の人工的水域において、生物の生育できる環境を維持するため、人工構造物の導入や水生植物の植栽による魚類の産卵、仔稚魚の育成の創造技法の開発を進める。

第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現を図る。

このため、自動車公害の防止として、自動車排出ガス対策について、低公害車の普及促進をはじめ土壌や光触媒を用いた大気直接浄化手法の実用化調査などの「大阪府自動車排出窒素酸化物削減計画」に掲げる窒素酸化物の削減目標の達成をめざした諸施策を推進するとともに、自動車騒音対策について、路面の改良や吸音板の設置等の対策を推進する。

廃棄物・リサイクル対策として、大阪府産業廃棄物管理計画や、平成8年11月に策定した大阪府分別収集促進計画等に基づき、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進する。また、ダイオキシン類対策等の課題に対処し、適正なごみ処理を推進するため、ごみ処理の広域化計画を策定する。

大気環境の保全として、窒素酸化物対策やエネルギー一面での対策を進めるとともに、平成9年2月に環境基準が設定されたベンゼン等3物質をはじめとした有害大気汚染物質のモニタリングや、大阪府化学物質適正管理指針に従った事業者の自主管理を推進する。大和川流域の水質保全のための調査や各種啓発事業等を実施する。また、大阪湾の水質保全を図るため、CODや窒素・燐の負荷量の削減を進める。

地盤環境の保全として、地盤沈下の未然防止のため、地下水の適正利用について調査・研究を実施するほか、地下水及び土壌汚染の原因究明、浄化対策及び環境監視体制の強化について検討を進める。

騒音・振動の防止として、工場・事業場等による騒音・振動を防止するほか、関西国際空港へのオセクセク特急の沿線において、騒音・振動対策を推進するとともに、引き続き効果把握のための調査を行う。

環境保健対策等として、健康影響等に係る各種調査研究等を実施する。また、平成9年8月の大気汚染防止法及び廃棄物処理法の改正に伴い、規制措置が講じられているダイオキシン類について、測定調査、分析などの実施や排出規制対策を推進するとともに、「大阪府ダイオキシン対策協議」を設置し、総合的な取組を行う。

第1節 自動車公害の防止

第1 自動車排出ガス対策

① 総量削減計画の推進
(自動車単体規制の実施)

■ 自動車単体規制の強化
自動車排出ガスの低減を図るための最も基本的な対策である単体規制の強化を検討するよう国に要望する。

■ 車両の点検・整備の促進

排出ガス低減装置の性能低下をきたすことのないよう定期点検整備促進運動等の啓発活動、街頭検査の実施等を行う。

■ 最新規制適合車への転換促進

最新規制適合車への転換が促進されるよう、低公害車購入資金特別融資制度を運用する。

(車種規制の実施等)

■ 車種規制の適正かつ確実な実施

車種規制が適正かつ確実に実施されるよう周知するとともに、代替が円滑に進むよう低公害車購入資金特別融資制度を運用する。

■ 特定地域外からの流入車に対する啓発

特定地域外からの流入車について、特定自動車排出基準適合車とするよう啓発を行う。

■ ディーゼル乗用車対策

車種規制の対象外であるディーゼル乗用車について、使用者が排出量のより少ないガソリン乗用車を選択するよう啓発を行う。

■ 公用車の特定自動車排出基準適合車への率先代替

公用車の基準適合車への率先代替に努める。

(低公害車の普及促進)

■ 公用車への率先導入

低公害車の普及促進を図るため、平成9年3月に改定した「大阪府低公害車導入指針」に基づき、更新する庁内公用車全てについて、基本的に低公害車への代替を図る。また、庁内公用車の燃料供給施設として整備した「大阪府森之宮天然ガス充填スタンド」の運営を行う。

■ 大阪府天然ガス燃料研究会の運営

平成9年4月に設立した「大阪府天然ガス燃料研究会」において、環境負荷が大きい燃料車に焦点をあて、13市におけるモニター使用を通じて、大規模な普及実施についての調査・研究を引き続き実施する。

■ 民間事業者への助成・普及啓発

(社)大阪府トラック協会が行う低公害車導入促進事業の一部を助成する。

また、近畿日本鉄道株式会社や茨木市で協賛して助成する。

民間事業者等への低公害車の普及や燃料供給施設の整備等を目的に設立した「大阪府低公害自動車コミュニケーションシステム(LEVOC)事業推進協議会」を運営する。

■ 技術開発の促進

走行性能、経済性の向上、排出ガスの改善に向けて、国、自動車メーカー等に技術開発の推進について要望する。

■ 燃料供給施設の整備

高槻天然ガススタンド(仮称)(高槻市域・平成10年6月開設予定)について、大阪府、高槻市及び大阪ガス(株)で共同で運営を行うとともに、庁内公用車の燃料供給施設として整備した「大阪府森之宮天然ガス充填スタンド」を民間事業者にも広く開放し、低公害車である天然ガス自動車の普及促進を図る。

■ 低NOx車の普及促進

京阪神の6府県市が共同して、一般に市販されている自動車の中でもNOx排出量の少ない自動車として指定し、「低NOx車」として指定し、その普及促進を図る。

また、公用車については、代替できる低公害車がない場合に、低公害車に代えて低NOx車の導入に努める。

(物流対策)

■ 輸送効率の向上

貨物自動車の走行量の軽減を図るため、事業者に対し、共同輸配送の推進、ジャストインタイムの見直しなどによる輸送効率の向上等の対策を関係機関と連携し呼びかける。

■ 物流拠点の整備

貨物輸送の大半を占める自動車輸送に起因する都市内交通混雑等の解消のため、既存の物流業務市街地の再整備による機能の高度化等の検討を行うとともに、トラックターミナル等の新たな物流拠点の整備を検討する。

堺北港及び阪南港において、コンテナ埠頭や外資・内資埠頭の整備を行い、府内港における背後圏の港湾物流需要に対応することにより、都心部における交通渋滞の解消や輸送時間の短縮等による環境負荷の低減を図る。

- 適切な輸送機関の選択の促進
鉄道、海運の積極的活用を通じて適切な輸送機関の選択が図られるよう関係機関と連携し呼びかける。
- 事業者に対する指導
各事業所からの自動車排出窒素酸化物の総量を抑制するよう指導する。
- 事業者からの自動車排出窒素酸化物の総量を抑制するよう指導する。
- 事業者からの自動車排出窒素酸化物の総量を抑制するよう指導する。

(人流対策)

- 公共交通機関の整備及び利便性の向上
自家用自動車から鉄道・モノレール等への旅客輸送の転換を図るため、公共交通機関の整備や利便性の向上などの人流対策を関係機関と連携を図りながら推進する。
- 都市交通の改善、都市整備の促進、自動車交通公害の軽減等を目的とした大阪モノレール事業「環状モノレール（大阪空港～門真市間）及び、万博記念公園から分岐する国際文化公園都市モノレール（万博記念公園～東センター間）」において、支柱補強工事等を行う。
- 自家用自動車の使用自粛
毎月20日を「ノーマイカーデー」とし、自主規制により自動車利用を抑制し、マイカー一歩動から公共交通機関への転換を促すことにより、交通流の円滑化を図る。
- 車社会問題に対する、府民、事業者、行政の共通認識を醸成し、大阪の交通環境の改善を図るため、「大阪交通環境フォーラム21」を開催する。また、自動車利用の仕方の工夫や適切な利用の啓蒙策により、自動車交通の円滑化と総量抑制を図る「交通需要マネジメント(TDM)」の検討を行う。
- 歩道・自転車道・駐輪場の整備
歩道未整備道路への歩道設置や、「北河内自転車道」（大規模自転車道）の整備を行う。

(交通流対策)

- 交通の分散化や道路機能の分化の促進
右折レーンの設置、ハイパス道路や環状道路の整備、交差点の立体交差化を行う。
- 駐車場の推進
違法駐車を大幅に減少させ、快適な道路環境づくりを目標に御堂筋をはじめとするとする都心部幹線道路、主要 arterials ミナト周辺及び各地域の重点路線等における指導取締の強化と沿道における駐車環境の整備を中心とした違法駐車排除対策「メイロードクリア作戦」を強力に推進する。
- 境界駅前自動車駐車場建設費の一部を補助する。民間駐車場9か所（茨木市他）について、建設資金の借入金に利子補給を行う市町村に対し補助を行う。また、北河内府民センター附帯駐車場に引き続き、平成10年4月より豊能府民センター駐車場についても休日開放を実施する。
- 交通渋滞の解消
交通安全施設等整備事業七箇年計画に基づき、路線対策、交差点対策、バスレーン規制の実施、見直し等を推進する。
- 交通管制センターの拡充整備及び信号制御機の高高度化、交通情報収集・提供機能の強化等を推進する。
- 道路情報提供装置の整備
府県間道路等において道路情報提供装置の整備を推進する。
- 道路案内標識の整備
交差点付近における「予告」、「案内」、「確認」の標識設置を行う。

(局地汚染対策)

- 道路構造の改良、環境施設帯の確保など沿道環境改善の方策の導入
一酸化窒素濃度の高い交差点等においては、交通量、道路周辺状況などと該当地域の実情に応じ、沿道環境改善の方策の導入に努める。
- 道路交通対策の検討
交差点等の実情に即した道路交通対策などについて実施可能な方策を検討し、改善に努める。
- 土壌や光触媒を用いた大気直接浄化手法の実用化調査の実施
大気汚染濃度が高い交差点等における対策として、土壌や光触媒を用いた大気の大気直接浄化手法の実用化を図るため、「土壌脱硝システム総合調査」及び「光触媒によるNOx浄化建材実用化調査」等を実施する。

(普及啓発)

- ノーマイカーデーの実施
毎月20日をノーマイカーデーとし、ラジオスポット放送の実施、ポスター・チラシの作成配布、ノーマイカーデーウォークの実施、電光掲示板への掲出、懸垂幕・横断幕の掲出を行う。
- ノーマイカーデーの効果把握のため、交通量調査を実施する。
ノーマイカーデーにおけるアイドリリング行為の規制等（新規）
平成10年3月に改正した府生活環境保全条例に基づき、自動車の運転者等に対する駐車時におけるアイドリリング行為の禁止等の遵守を図る。
- 大阪自動車公害対策推進会議を通過し、ポスター、リーフレットの作成及び掲出、配布等により、駐車時におけるアイドリリングの禁止の周知徹底や自動車使用の合理化、ノーマイカーデー運動などに対する府民・事業者への理解と協力を呼びかける。
- エコ・エナジーOSAKAの開催
「環境にやさしいエネルギー利用のあり方」をテーマに、電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の展示・試乗を中心としたフェアや、高校生・専修学校生徒達によるノーローカーレース等の啓発イベントを開催する。

(計画の進行管理)

- 大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会等の運営
総量削減計画の進行管理を「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」幹事会で行うとともに、諸施策をより実効性のあるものとするため、府民代表や学識経験者で構成する「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画進行管理検討委員会」における検討結果を計画の推進に反映させていく。
- 排出量の把握等
府域における自動車の交通量及び窒素酸化物排出量の把握を行う。

②浮遊粒子状物質等対策

- 自動車単体規制の強化
自動車排出ガスの低減を図るための最も基本的な対策である単体規制の強化を検討するよう国に要望する。
- 総量削減計画の推進
自動車NOx総量削減計画を推進することにより、浮遊粒子状物質の低減をも図る。

③有害大気汚染物質対策（一部新規）

- 有害大気汚染物質対策（一部新規）
有害大気汚染物質のうち、ベンゼン等自動車からの寄与濃度が大きいと予想されるものについて、道路沿道におけるモニタリングと環境調査を実施する。

第2 自動車騒音対策

- ①発生源対策
 - 自動車騒音の大きさを許容限度の強化が早期に実施されるよう国に要望する。
 - 自動車騒音規制法に基づく自動車騒音の許容限度の強化が早期に実施されるよう国に要望する。
 - 低公害車の普及促進
 - より低騒音の自動車である電気自動車、天然ガス自動車、その他の低公害車の普及促進を図る。
- ②交通流対策
 - 生活ゾーン規制による通過交通の排除
 - 生活の場である住居地域における交通の安全と静穏な生活環境を確保するため、大型自動車運行禁止、歩行者用道路、一方通行等の交通規制を行う。
 - 速度規制
 - 安全と円滑の調和に配慮し、最高速度、進路変更禁止、進行方向別通行区分等各種の交通規制を総合的に組み合わせて行う。
 - 大型車規制
 - 大型車の走行による騒音、振動に関する交通公害対策として、幹線道路における大型車の中央車線走行指定等の規制を行う。
- ③道路構造対策
 - 遮音壁・築堤の設置
 - 立体交差及び高架橋部に遮音壁を設置する。
 - 路面の改良（低騒音舗装の敷設、路面の補修）
 - 路面の補修や排水性舗装を国道423号（豊中市）等において敷設する。
 - 植樹帯の設置
 - 騒音を緩和するため、道路の街路樹を増植するとともに樹木の管理を行う。
 - 吸音板等の設置（高架橋面、掘削道路側壁等）（新州）
 - 見出川橋及び近木川橋（いずれも大阪臨海線・貝塚市）において吸音板等を設置することにより、道路交通による騒音を低減し、周辺環境の保全を図る。
 - 高架等の構造の改善（連続桁の採用、既設桁の連結等）
 - 高架橋の桁の連結及び連続桁の推進を図る。
- ④沿道土地利用対策
 - 緑地空間の確保等（公園・緑地の設置、騒音の壁・土留等）
 - 沿道土地利用の状況を踏まえながら、地域地区制度等の規制誘導手法や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備手法を活用し、道路種別や個別の道路沿道環境に適合した土地利用を促進するとともに、緑地や緑街建築物の整備など緑地空間の確保に努める。
 - 沿道土地利用の適正化
 - 幹線道路の沿道について、当該道路の機能・整備状況、振動等の影響及び後背の住宅地等の環境保全等を総合的に勘案し、用途地域を補完する制度として地区計画等の活用を図り、特に幹線道路沿道の整備地区においては、沿道地区計画の策定を推進する。

第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進

第1 廃棄物の発生抑制

- ①開発・生産・流通の各段階での配慮
 - 廃棄物アセスメントの推進
 - 製造工程の新設等に伴い、一定規模以上の産業廃棄物の排出量が見込まれる事業者に対して、「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」に基づき、廃棄物の発生量や処理方法等を事前に予測評価する制度である廃棄物アセスメントの実施を指導する。
 - 製品アセスメントの定着の促進
 - 「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の普及及びその実践行動の推進を通じて、製品が廃棄物となった時点の対応を考慮した製品づくりを実施するための制度である製品アセスメントの定着を促進する。
 - エコショップ制度の普及
 - 適正包装を実施するなどのごみの減量化やリサイクルの推進を宣言する店を登録する制度「エコショップ制度」について普及・啓発するとともに、ごみ減量化・リサイクル推進功績店表彰を実施する。
- ②生活様式の見直し
 - ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発
 - 「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」に基づき、事業者・住民・行政の果たすべき役割を踏まえた具体的な実践、啓発活動を行う。
 - リサイクルフェアの開催
 - 府民一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの減量化やリサイクルに取り組み契機となる府民参加型イベントとして、「リサイクルフェア'98大阪- in 八尾-」を開催する。
- 第2 適正なリサイクルの推進
 - ①再利用・再生利用の推進
 - 廃家電リサイクル事業の推進
 - 家電リサイクル事業を(財)千里リサイクルプラザに委託し、不用になった家電製品から再生利用が可能なるものを回収して、シルバー人材による補修を行い、府内の留学生及び社会福祉施設に無償で提供する。
 - 分別収集促進計画の推進、市町村の分別収集への支援
 - 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の施行に伴い、平成8年11月に策定した「大阪府分別収集促進計画」に基づき、市町村における分別収集を促進する。また、ペットボトル減容の購入費の一部を助成する。
 - 再生資源を使用した商品等の利用の促進
 - 再生資源の回収率を確保するため、府・市町村で設置した「大阪府再生資源集約再資源化協議会」を通じて、再生資源業者に対する研修や事業者・府民に対するリサイクル製品利用に関する普及啓発事業を実施する。
 - 「省エネ・リサイクル支援法」に基づき、リサイクル対策等に関し事業者が行う特定事業活動の事業計画に対して承認を行うとともに、法及び税・融資等の支援措置の周知を図る。
 - 建設副産物の再生利用の促進
 - 建設副産物の処理に関し、公共工事発注部局において、発生の抑制、再利用の促進、適正処分の徹底を進める。

- 水道汚濁の有効利用の推進
三島浄水場の脱水ケーキ（無業法加圧脱水方式）を、園芸用土及びびぐラウンド用資材として有効利用するため、(財)大阪府水道サービス公社に委託し、製品の加工及び販売を行う。また、水道残渣の多面的な有効利用や減量化などを図るため検討を行う。
- 下水汚泥の有効利用の推進
下水汚泥の再利用に当たっては、建設資材化を積極的に推進する。

- ②資源化施設等の整備
- リサイクルセンターの整備
リサイクルセンター（金属、ガラス等の資源化施設）が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的な援助を行う。
- リサイクル関連施設の整備
焼却処理の際に発生する熱エネルギーを有効に活用する施設などのリサイクル関連施設が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的な援助を行う。
- スタートの保管施設であるスタートセンターが計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的な援助を行う。
建設発生土用スタートセンター事業を引き続き実施し、建設発生土の再利用を推進する。

第3 廃棄物の適正な処理の推進

- ①ごみの徹底
- ごみ処理の広域化計画の策定（新規）
ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たったっての課題に対処するため、ごみ処理の広域化計画を平成10年度を目途に策定する。

- マニフェスト（管理票）システムの徹底
平成10年12月の改正法施行により、全ての産業廃棄物についてマニフェスト（管理票）の交付が義務づけられることから、排出事業者に対して改正内容の周知に努め、システムの徹底を図る。また、マニフェスト電子情報化に対応して、国が指定する「情報処理センター」との間に専用回線を設置するなど、情報管理システムの強化を行う。

- 多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱の運用
産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して、廃棄物アセスメントの考え方を導入した要綱に基づき、処理計画書や処理実績報告書の徴取を行い、減量化や適正処理を重点的に指導する。
- 建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱の運用
一定規模以上の建設業者に対して、要綱（平成10年4月1日施行）に基づき、減量化目標の達成や大規模工事における廃棄物アセスメントの実施を重点的に指導するとともに、処理計画書や処理実績報告書の徴取を行い、建設廃棄物のリサイクル等による減量化の推進を図る。また、元請業者が、建設廃棄物を自らの責任において処理することを原則とする「大規模ルール」を確立し、適正処理の確保を図る。
- 特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱の運用
人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある特別管理産業廃棄物を発生させる事業者に対して、要綱に基づき、要綱に基き適正処理を重点的に指導する。

- PCB廃棄物適正保管の推進
平成8年4月に策定した「PCB廃棄物適正管理マニュアル」に基づき、廃棄物と適正管理の推進を図る。

- ②中間処理の推進
- 市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助
一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう、市町村への技術的援助を行い、処理施設の適正な維持管理について指導を行うとともに、ダイオキシン類対策用測定器設置及び適正防止装置（洗浄集じん装置）の稼動に要する経費等を助成する。また、一般廃棄物処理施設の新・増設について、国庫補助金の確保に努める。

- 産業廃棄物処理施設の整備の促進
産業廃棄物の排出事業者及び処理業者における周辺地域の生活環境の保全に配慮した適正な処理施設の整備を促進する。
- 堺第7-3区中間処理事業の推進
堺第7-3区内の大阪産業廃棄物中間処理センターにおいて、(財)大阪産業廃棄物処理公社が実施している有害汚泥・ばいじんの中間処理事業を促進するため、同公社に対して必要な技術的援助を行う。

③最終処分場の確保

- 堺第7-3区埋立処分事業の推進
堺第7-3区において、(財)大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、土砂、がれき等々の埋立による廃棄物処分事業を引き続き実施するとともに、事業の円滑な推進を図るため、同公社に対して必要な技術的援助を行う。
- フエニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）の促進
大阪湾広域埋立処分センターを事業主体として大阪湾圏域の広域処理対象区域（近畿2府4県171市町村）から発生する廃棄物の適正な処理を行う大阪湾圏域広域処理場整備事業（フエニックス事業）を関係府県、市町村等と協力して促進する。また、事業の実施にあたり、搬入予定の廃棄物の調査等を行う。

第4 適正管理のための基礎づくり

- ①情報管理システムの充実
- ウェアステータバンクの充実
ウェアステータバンク（産業廃棄物情報管理システム）を活用し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するとともに、近畿の各行政機関と連携した広域情報管理システムの整備・運用に参画する。

- ②調査・検討
- 廃棄物対策に係る公共関与の手法の検討
廃棄物対策の適正処理、減量化、リサイクルを推進するため、これまでの学識経験者の意見を踏まえ、今後の廃棄物対策の中で、廃棄物処理における公共関与の手法を総合的に検討する。

- ごみ処理費用の適正負担のあり方など経済的手法の活用の調査・検討
「大阪府産業廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用の適正な負担のあり方についての調査・検討を行う。

③実践啓発活動の充実

- 改正産業廃棄物処理法の普及・啓発（新規）
産業廃棄物の適正処理を確保するため、事業者等に対し、改正法の内容を周知する。
- 大阪府産業廃棄物減量化・リサイクル推進会議などによる実践啓発活動の充実
ごみの減量化・リサイクルのための各種の啓発活動を推進する。
- 産業廃棄物の適正処理等のための指針の策定及びその普及・啓発
産業廃棄物の適正処理及び減量化を促進するための行動指針、事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合の適正処理や環境負荷の低減、再生資源化を促進するための指針の検討等を行う。

- さんばいフォームの開催
産業廃棄物の現状や適正処理に対する認識を深めるため、排出事業者、処理業者、府民を対象とした「さんばいフォーム」を開催する。
- 産業廃棄物の不法投棄防止の推進
関係市等と合同で陸と空からの監視パトロールを行うとともに、不法投棄物撤去デモンストラクション、産業廃棄物運搬車両への指導及びポスター掲示等の啓発事業を実施する。
- ④協力体制の強化
■事業者団体、住民、他の地方公共団体及び国の連携の強化
■事業者団体、府民、他の地方公共団体及び国と相互に協力しながら、廃棄物の適正管理を進めるための体制の整備を図る。

第3節 大気環境の保全

第1 排出の抑制

- ①窒素酸化物対策
■工場・事業場の規制・指導
排出基準や総量規制基準の遵守を徹底するとともに、要綱に基づき削減指導や低NOx機器の普及促進等により、工場・事業場等からの窒素酸化物の排出抑制を図る。
- 地域冷暖房システムの導入促進
業務用建築物が集中する地域への適正な地域冷暖房システムの導入を促進する。

②光化学オキシダント対策

- 炭化水素類排出抑制対策の推進
炭化水素類に係る規制基準の遵守を徹底するとともに、大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱に基づき、排出抑制を推進する。
- 光化学スモッグ緊急時措置
光化学スモッグ緊急時等の発令時に緊急時対象工場に対する燃料使用量等の削減の要請・勧告を行うとともに、自動車の使用者等に対して自動車の運行の自粛を要請し、光化学スモッグの原因物質の一つである窒素酸化物の排出量の削減等を図る。

③浮遊粒子状物質対策

- 浮遊粒子状物質総合対策の検討
浮遊粒子状物質総合対策の検討の一環として、浮遊粒子状物質（粒径10μm以下）のうち、特に微少な粒子（粒径2.5μm以下）の大気環境濃度を的確に評価するための調査（成分分析連続測定法の検討）を行う。
- 工場・事業場の規制・指導
■排出基準の遵守を徹底し、工場・事業場からのばいじん及びガス状の大気汚染物質の排出抑制を図る。

④硫酸酸化物対策

- 工場・事業場の規制・指導
■排出基準及び総量規制基準の遵守徹底を図るとともに、都市ガス等のクリーンエネルギーギーへの転換を指導・啓発する。

- ⑤エネルギー面の対策
■クリーンエネルギーの促進
大気汚染物質の各種排出量削減指導に併せて、都市ガスや灯油等、より良質な燃料の使用について指導・啓発を行い、クリーンエネルギーを促進する。
- 省エネルギーの促進
大気汚染物質の各種排出量削減指導に併せて、省エネルギー型施設の導入について指導・啓発を行い、省エネルギー化を促進する。
- 「省エネ・リサイクル支援法」に基づき、省エネルギー対策等に関し事業者が行う特定事業活動の事業計画に対して承認を行うとともに、法及び税・融資等の支援措置の周知を図る。
- エネルギーの有効活用の促進
工場廃熱や河川水の温度差エネルギー等を利用エネルギーを活用した地域冷暖房システムの導入を促進する。また、地域特性に応じた工場廃熱の有効活用システムの導入促進策等を検討する。

⑥有害化学物質対策

- 工場・事業場の規制・指導
排出規制を徹底し、有害化学物質による大気汚染の未然防止を図る。また、排出規制が必要と考えられる物質について、測定方法の開発・検討を行う。
- 化学物質適正管理の推進
大阪府化学物質適正管理指針にしたがって、事業者による管理組織の整備、排出抑制への自主的な取組等の推進を図る。また、事業所における有害化学物質の使用量等の実態把握に努める。

⑦悪臭対策

- 悪臭物質の排出抑制
規制等を直轄行う市町村に対し、測定方法、排出防止技術等についての助言・指導を行うとともに、研修等を実施し市町村担当職員への技術向上を図る。
- 屋外燃焼行為の規制
ゴム・いおう・ビッチ・皮革・合成樹脂その他燃焼により大気を著しく汚染し、悪臭を発生する物質を野焼き状態で多量に燃焼させる行為を規制し、適正な施設での燃焼を市町村とともに指導する。

⑧普及啓発活動の推進

- 大気環境啓発事業の推進
府民参加型の大気環境教育プログラムを実施する市町村に対して資材提供等の支援を行うとともに、当該プログラムへの参加者に対し継続的なフォローアップ等を行う。
- 季節大気汚染対策の推進
二酸化窒素濃度が高くなる11月から1月に、事業者及び府民に対し、ボイラー等の燃焼管理の徹底、暖房温度の適正化、業務用自動車の使用合理化、マイカー使用の自粛、不要なアイドリングの停止等に関する指導及び啓発を行う。また、特に12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、指導・啓発を強化する。

第2 環境監視

- ①発生源監視
■発生源テレメータシステムの整備
大阪府大気汚染発生源常時監視システムを運用し、大規模発生源からの大気汚染物質排出状況の常時監視を行う。
- 発生源測定、立入検査等
工場・事業場に対して、立入検査や発生源測定を行い、各種規制基準の遵守徹底を図るとともに、大気汚染対策の進捗状況の確認に努める。

■各種寒能調査
大気汚染物質発生源の動向等を把握するため、燃料・原料使用状況調査及び窒素酸化物排出状況調査等を実施する。

②環境監視
■大気汚染常時監視
府域の大気汚染状況を迅速かつ効率的に把握し、環境基準の適合状況の把握や環境保全対策の基礎資料としての各種解析等を行う。また、光化学スモッグ注意報等緊急時措置に関する警報受信装置を一部更新する。
■光化学スモッグの緊急時措置
光化学オキシダント濃度が高くならない緊急時等に該当した場合、関係地域に対して光化学スモッグ注意報等を発令するとともに、当該発令内容を報道機関や市町村等を通じて府民や関係機関へ周知し、被害発生を未然防止を図る。

■定期的環境モニタリング
平成9年2月に環境基準が設定されたベンゼン等3物質を含め測定方法が既に確立されている18の有害大気汚染物質について、定期的にモニタリングを実施し、各種物質による大気汚染状況を把握する。
また、一般大気中のアスベスト濃度を把握するため、府下4地点で調査を行う。
■浮遊粉じんによる経年的大気汚染状況を把握するため、府下12か所においてハイポウム・エア・サンブローラー等で粉じんを採取し、その総量、金属成分に関する調査を行う。

第4節 水環境の保全

第1 発生源対策

①生活排水対策
■生活排水処理計画の推進
生活排水の100%適正処理を目標として、平成7年に定めた「大阪府生活排水処理計画」を引き続き推進し、下水道や合併処理浄化槽等の普及に努める。
■流域下水道事業の推進
瀬名川流域をはじめ、府下7流域において、流域幹線管渠の延伸、終末処理場の新増設等、下水道施設の整備を図る。
■公共下水道事業の推進
市町村が行う公共下水道の整備促進のため、国庫補助対象外の施設及び国庫補助対象として採択された終末処理施設の整備に府費補助を行う。
■下水道の高度処理の推進
下水道の高度処理の新設、増設時には、砂ろ過や窒素・燐除去が可能な処理方式の採用を原則として、高度処理対応化を推進する。平成10年度には南大阪湾岸流域中部処理場において、高度処理施設の供用開始を行う。
■合併処理浄化槽の設置促進
合併処理浄化槽設置者に対する市町村の補助事業に対して府が1/3の補助金を交付する合併処理浄化槽設置整備事業を府内の16市町村に対して実施する。
■生活排水対策重点地域の特定
生活排水対策重点地域において、新たな重点地域指定を検討する。
また、平成9年度までに指定した地域において、生活排水対策推進計画策定及び生活排水対策指導員育成事業を行う市に対して補助を行う。
■府民啓発の実施
家庭からの発生源対策の実施促進を図るため、府民啓発を推進する。

■農業集落排水処理施設の設置促進
下水道計画区域外の農業振興地域における生活環境基盤の改善と農薬用水の水質保全を目的として、平成10年度は能勢町（杉原地区）、岸和田市（塔原相川地区）において、生活排水の処理施設等の整備を実施する。

②産業排水対策等
■工場・事業場の排水規制・指導
工場・事業場の排水規制（濃度規制、COD総量規制）を行うため、工場等への立入指導、採水検査等を行う。

■未規制事業場の指導
未規制事業場からの排水の実態把握に努めるとともに、関係機関と連携して汚濁物質排出量削減のための啓発指導を行う。また、排出抑制のための手法を検討する。
■肥料の適正使用の促進
市町村における環境保全型農業の推進方針の策定に協力し、実証展示による農業技術の確立・普及を図る。

③有害化学物質対策
■ゴルフ場等農業対策
「大阪府ゴルフ場農業適正使用等指導要綱」に基づき、ゴルフ場で散布された農薬の流出を監視するため、水質検査を実施する。特に、上水道水源地域に立地したゴルフ場に対しては、その他の地域より厳しい水質管理目標値による農薬の流出防止の徹底を指導するとともに、水道事業者が行う水道水源水質の監視により水道水の安全対策について指導する。
また、農薬の適正使用等を図るため、農薬の使用計画・実績に基づく指導、農業適正使用専門研修会の実施、現地立入検査等により農薬使用量の低減、低毒性農薬の使用、環境に配慮した防除法の指導を行う。

■工場・事業場の排水規制・指導
■上水道水源の水質保全対策
上水道水源の河川及び地下水の水質を監視する。また、上水道水源地域の工場・事業場に対し、有害物質の上乗せ排水基準による排水規制・指導を行うとともに、ゴルフ場に対しては、農薬の適正使用等について指導することにより、有害物質等の排出抑制を図る。さらに、「淀川水質汚濁防止連絡協議会」等により水質事故時の通報等の連携を図る。

④大阪湾水質保全対策
■瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の推進
「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、CODの総量削減対策等を推進する。

■COD総量削減計画の推進
大阪湾に流入するCOD汚濁負荷量の一層の削減を図るため、平成11年度を目標年次とした「第4次化学的酸素要求量に係る総量削減計画」（平成8年策定）に基づき、下水道整備等の生活排水対策及び総量規制基準の遵守指導等の産業排水対策を推進する。また、計画の進捗状況を把握するための、調査、解析を行う。

■富栄養化防止対策の推進
大阪湾の富栄養化状態の改善を図るため、平成11年度を目標年次とした「窒素及びリン化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針」（平成8年策定）及び「同削減指導要綱」に基づき、下水道整備の推進や工場・事業場に対する排水基準の遵守指導を行う。

■関連団体との協力

- 瀬戸内海の環境保全を推進するためには、沿岸自治体の相互協力の必要であることから、沿岸自治体で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議、(社)瀬戸内海環境保全協会及び大阪湾環境保全協議会に参加し、国に対して各種の要望を行うほか、瀬戸内海環境保全月間(6月)に併行して啓発事業を実施する。
- 大規模油流出事故対策の推進(新規)
大阪湾での大規模な油汚染事故発生時の環境保全面での対応に備え、水質、底質等の現状調査及び沿岸市町の担当職員を対象にした研修会を実施する。

第2 水の浄化

- ①水浄化能力の維持・回復
■河川水の直接浄化(薄層流浄化施設等)の実施
■東除川、西除川において薄層流浄化、大和川支川で支川対策浄化施設の設置を行う。
- 多自然型川づくり(自浄作用の向上等)の実施
■生態系に配慮した川づくりとして、取沓林の保全、自然河岸の保全及び再生、わんどの形成を実施する。
- 浄化用水等の導入
■平野川で浄化用水の導入を進める。

②底泥・ごみ等の除去

- 港湾等の浄化事業(堺北港船舶廃油処理、港内清掃事業)
■堺北港内及び付近海面に浮遊している塵芥流木等の漂着物を回収し、処理するとともに、入港船舶の廃油処理を行う。また、阪南、泉州港において、海面に浮遊するごみを回収し処分する。
- 河川のしゅんせつ
■平野川においてしゅんせつを行う。
- 河川の清掃
■市町村、地元自治会、河川愛護団体等の協力を得て、河川の清掃を行う。
- 船舶等廃油、流出油対策
■堺北港17か所及び港湾事務所にオイルフェンス、薬剤等を備蓄する。
- 漁場環境保全対策
■漁場に堆積及び浮遊しているゴミを除去し、漁場の再生産機能の回復を図るため、小規模漁場保全事業(海底堆積物の回収、除去)、漁場環境美化推進事業(海中浮遊ゴミの回収、除去及び啓発活動)を行う。

第3 水循環機能の確保

- ①都市域の水能力の確保
■雨水の貯留浸透施設の設置
■公共・公益施設又はその敷地において貯留浸透施設の設置を行う。
- 透水性舗装の実施
■透水性のあるインターlocking舗装による歩道の再整備を行う。
- 大和川流域水環境保全対策の実施
■建設省管轄河川の水質ワースト1対策として、大和川流域の水質汚濁機構の解明や水質改善策の検討を行う。また、建設省や奈良県、流城市町村と協力し各種調査や啓発事業を実施する。

②水の循環利用の促進

- 下水処理水の利用
■安威川流域において、処理水再利用のための送水幹線建設を引き続き行う等、積極的にリサイクルを推進する。
- 水循環に関する啓発
■大阪府水循環再生アクションプログラムの活用により関係機関の意識啓発を図る。

第4 環境監視

- ①発生源監視
■発生源テレメータによる監視
■府域の大規模工場・事業場から排出されるCOD汚濁負荷量を迅速に測定し把握する。
- 発生源測定
■工場・事業場の採水検査を行い、採水基準や総量規制基準の遵守を指導する。

②環境監視

- 公共用水域の水質測定計画の推進
■環境審議会の答申を受けた「公共用水域の水質測定計画」に基づき、河川や海域等の公共用水域の水質測定を行う。
- 水質自動観測局による監視・測定
■水質汚濁の環境基準達成状況を把握するため、河川水質自動観測局による河川水質の常時監視を継続して行うとともに、測定装置の更新及びオーバーホール等を実施する。
- 水質事故の監視
■事故の未然防止のため、工場等への立入指導や啓発を行うとともに、事故発生時には採水検査等による原因究明と再発防止指導を行う。

第5節 地盤環境の保全

第1 未然防止

- ①規制・指導
■地下水採取規制・指導
■地盤沈下を未然に防止するため、規制地内の関係事業場に対して、地下水の採取規制等の指導を行う。
- 地下水の適正利用の指導
■地盤沈下を未然に防止するため、規制地内の関係事業場に対して、地下水の適正利用等の指導を行う。
- 地下水の代替用水の供給
■工業用地下水の汲上げが規制されている北摂、東大阪及び泉州地域において、引き継ぎ工業用水の安定供給を行うとともに、老朽化した施設の改良を計画的に実施する。
- 有害物質の漏洩の防止
■工場・事業場の採水規制、有害物質の漏洩の防止及び事故時の措置等の指導を行う。
- 有害物質の地下浸透防止
■工場等における有害物質の地下浸透防止を指導する。

②調査・研究等

- 安全揚水量の解明
■大阪南部地域において、地盤沈下の兆候として塩水化が発生しており、地盤沈下を防止するため、地盤の実情に応じた地下水の適正利用について調査・研究を実施する。

- 汚染機構の解明
砒素等自然起因によるものや、有機塩素系化合物等有害物質による地下水の汚染機構に関し、情報収集等調査、研究を実施する。
- 地盤沈下機構の解明
地盤沈下の機構を解明するため、地域の実情に応じた地下水の適正利用等に関する調査・研究を実施する。
- 地下水管理手法の検討
地盤環境の保全、地下水の適正な活用を目指し、地下水管理手法の検討に資するため、府域の地下水位、水質、採取量等の基礎データの収集、整理を行う。

第2 地盤環境の回復

- ① 地下水のかん養
 - 雨水の地下浸透機能の向上
公共・公益施設又はその敷地において貯留浸透施設を設置を行う。
- ② 浄化対策の検討
 - 地下水浄化手法の検討
地下水の浄化について、学識経験者からなる委員会を設置し、原因究明、浄化対策及び監視体制の強化の検討を行う。
 - 土壌浄化対策の検討
土壌汚染について、環境の保全、回復を図るため、課題の検討を行う。

第3 環境監視

- ① 環境監視
 - 地盤沈下の監視
地盤沈下観測所において、地盤沈下の常時監視を行う。また、地下水採取量を把握するため、地下水採取量調査を行う。
 - 地下水位の監視
水準測量及び地盤沈下観測所において、地下水位の常時監視を行う。
 - 地下水質の監視
地下水質測定計画を作成し、地下水質に関する3種類の調査（概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査）を行う。
 - 土壌汚染概況調査
農耕地の地力変化と土壌汚染の状況を全国レベルで捉えるため、「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」に基づき、重金属等の有害物質による土壌・かんがい用水及び農作物の汚染の実態調査を実施する。

第6節 騒音・振動の防止

第1 固定発生源対策

- ① 工場・事業場
 - 規制・指導
規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員の技術研修の充実等を行い、工場・事業場に対する規制・指導の徹底を図る。
 - 土地利用の適正化の促進
工場と住居の無秩序な混在を防ぐため、地域地区制度等の規制誘導手法や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備手法の活用や、工場の適地の配等に関する。

- ② 建設作業
 - 規制・指導
規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員の技術研修の充実等を行い、特定建設作業に対する規制・指導の徹底を図る。
- ③ 近隣騒音
 - 規制・指導
規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員の技術研修の充実等を行い、カラオケ騒音や拡声機騒音に対する規制・指導の徹底を図る。
 - 啓発活動の促進
市町村などによる騒音に係る環境教育や各種啓発活動の促進に努める。

④ 低周波音・振動

- 調査・研究の推進
低周波音・振動の発生機構等に関する知見の蓄積に努める。

第2 移動発生源対策

- ① 航空機
 - 大阪国際空港に係る航空機騒音の常時測定
大阪国際空港周辺においてテレメータシステムによる航空機騒音の常時測定を行い、航空機騒音の実態を継続的に把握する。
 - 関西国際空港に係る航空機騒音の環境監視
関西国際空港周辺において継続的に航空機騒音の測定を行い、NECPNLの変動、環境基準の達成状況を把握する。
 - 大阪国際空港周辺緑地整備の推進
大阪国際空港周辺緑地整備を推進するため、周辺緑地のうち利用緑地領域における告示日後建物移転補償及び一部区域について実施設計を行う。
 - 大阪国際空港周辺整備機構に対する民家防音工事の補助や空港周辺市に対する共同利用施設の施設整備等の補助を行うとともに、空港周辺住民等に移転資金の利子補給、営業者資金のあっせん融資及び利子補給を行う。

② 鉄軌道

- 騒音・振動対策の促進
新幹線鉄道や在来鉄道の事業者による騒音・振動対策の促進を図る。特に関西国際空港のアークセラス特急による騒音・振動問題については、「南海本線・JR阪和線騒音・振動等問題協議会」の中間報告に基づき鉄道事業者の対策の促進を図る。
- 調査・研究の推進
関西国際空港へのアークセラス特急の沿線において、騒音・振動対策の効果把握のため調査を行う。

第7節 環境保健対策等の推進

第1 公害に係る健康被害の救済と予防

- ① 公害に係る健康被害救済制度等の円滑な実施
 - 公害病認定患者死亡見舞金の支給
「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表すため、関係市とともに死亡見舞金を支給する。

- 公害医療研修事業への助成
公害医療に対する認識と理解を深めるため、医師を対象として公害医療に関する研修事業を実施している(社)大阪府医師会に対し助成を行う。
- 健康被害予防事業の実施
大気汚染の影響による健康被害を予防するために、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償予防協会の助成を受けて、低公害車の普及等の円滑な実施に努める。

- ②健康影響等に関する調査研究の実施
■ 大気汚染による健康影響調査
大気汚染が府民の健康に及ぼす影響について調べるため、30歳以上の成人、3歳児及び3歳児の追跡としての学童を対象に、アンケートを中心とした疫学調査を実施する。また、光化学スモッグによる健康影響に関する基礎資料を得るため、被害発生時に緊急調査班を編成して現地調査等を実施する。

- 保健所に係る環境保健業務の実施
府民の健康を環境汚染から守るため、保健所において所管区域の状況の把握、環境汚染に係る相談(苦情)の処理、環境啓発業務を実施する。
- 呼吸器疾患の予防に関する調査研究
近年、都市における著しい増大がみられるアレルギー性鼻炎などの呼吸器アレルギー一疾患を予防する目的で、その主要原因であるアトピーの増大に焦点を絞り、府下の地域住民や学童を対象に、府域の診療所、市町村保健センター、府保健所、教員委員などとの協力を得ながら、都市型の生活環境や食生活の関与を疫学的に調査・検討する。

- 水処理及び水質確保に関する研究
飲料水、水道水源河川水について、化学物質、細菌及び生物学的調査研究を行うほか、排水処理の高度化・効率化、着色排水の脱色等の研究を行い、健康被害の防止に資する。
- 母乳中の有機塩素系化合物の測定調査
産後約1～3か月の母乳中の有機塩素系化合物の測定を行うとともに、母子健康調査を実施し、大阪府母乳栄養推進事業検討委員会で調査結果等を検討する。
- 食品、容器包装等のPCB汚染調査
暫定的規制値が設定されている魚介類を中心に、食肉類・乳製品・容器包装について、PCB汚染の実態を調査する。
- 食品等の残留農薬に関する調査研究
輸入食品を中心に残留農薬の分析を行い、安全性の確保に資するとともに、新規規制農薬に対する分析手法の検討を行う。

- ③環境保健サーベイランスシステムの構築
■ 環境汚染による健康影響等の監視体制の整備
大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査等の監視体制の整備に努める。
- 環境保健に関する調査研究体制の整備
大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の調査研究体制の整備に努める。
- 環境保健に関する情報管理体制の整備
大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の情報管理体制の整備に努める。

第2 公害等の苦情及び紛争の処理

- ①苦情の処理
■ 府・市町村公害苦情相談窓口
公害等に関する苦情に対し、市町村と連携して、適切な苦情処理に努める。
- 府警察機関による公害関係犯罪の検挙
水質汚濁、廃棄物等公害関係事犯について、関係行政機関との緊密な連携のもと、積極的な取締りを実施する。

- ②公害紛争の処理と体制
■ 公害審査会の運営
係属中の調停事案の手続きを進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合には、その適正な処理を行う。

- ③電波障害対策・日照阻害対策
■ 府有施設の整備における発生防止
府有施設を建設する場合には、電波受信障害が予想される地域の調査結果に基づき対策範囲を確定し、共同受信方式等による対策を行う。
- 有線テレビジョン放送施設設置・変更手続きの実施
有線テレビジョン放送法に基づき有線テレビジョン放送施設の設置・変更手続きを円滑に実施する。
- 法・条例による日影の規制
建築基準法及び大阪府建築基準法施行条例に基づき、日影規制を行う。

第3 事業者における公害防止対策の促進

- ①中小企業における公害防止対策の促進
■ 中小企業に対する助成
中小企業に公害防止資金特別融資
中小企業者に対する費用に必要な処理施設の設置、改善又は工場・事業場の移転に係る費用に限りして融資のあっせん及びこれに係る利子補給を行う。
- 中小企業低公害耳購入資金特別融資
中小企業者が産業廃棄物排出量の少ない低公害な自動車に買い換える場合などに、購入資金の融資あっせん及びこれに係る利子補給を行う。
- 中小企業設備貸与
中小企業近代化資金等助成法に基づき、対象となる公害防止設備の近代化を図ろうとする中小企業に代わって設備を購入し、割賦販売又はリースを行う(財)大阪府中小企業振興協会に対して、事業資金の貸付等を行う。
- 中小企業設備近代化資金融資
中小企業近代化資金等助成法に基づき、資金調達の困難な中小企業に対し、対象となる公害防止設備の購入にかかると費用の2分の1以内を無利子融資する。

- ②公害防止組織の整備
■ 公害防止管理者等選任状況調査の実施
公害防止管理者等の選任義務のある工場(特定工場)を調査するとともに、公害防止管理者等の選任状況について調査を実施する。
- 未選任特定工場に対する指導
公害防止管理者等が未選任となっている特定工場に対し、その設置を促進するため、資格の取得等について指導する。
- 公害防止管理者等研修会の開催
公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、大阪府公害防止管理者等研修会を実施する。

第4 化学物質の包括的対応

- ①環境影響の評価
 - 化学物質データベースの構築（新規）
環境影響データベース等を利用して、外部データベース等の化学物質情報の収集を行う。
また、キーワード検索や日本語での利用が可能なデータベース化の検討を行う。
 - 環境情報システムの構築（新規）
化学物質のデータベース化を通じて得られる諸情報をもとに、庁内関連部局で化学物質情報の共有化を図るため、データベースのインテグレーション等を検討する。
 - 環境調査（汚染状況）
工場場からの農業等の水質の実態調査及び府下の代表的な上水道源である淀川、石川流域での農業の流出監視を行うための水質監視を実施する。
 - 分析手法の開発
国が実施する環境安全性総点検調査（大気質、水質、底質、生物モニタリング）に
関する委託を受け、環境調査や分析手法の開発を行うとともに、難分解性物質及び非
意図的生成物質の分析法開発、実態調査を行う。また、大阪府化学物質適正管理指針
で定める管理物質の測定方法の開発を行う。
 - リスクアセスメント手法の検討
リスクアセスメント手法等を活用して、地域性を考慮した有害物質による環境影響
評価手法を検討する。
- ②環境負荷の低減
 - 規制・指導
有害性の高い化学物質について、工場・事業場に対する大気、水、土壌等への排出
規制を行うとともに、廃棄物の適正処理を推進する。
 - 包括的な排出抑制手法の検討
化学物質の生産、使用、廃棄等の各段階での環境への排出を包括的に抑制する手法
について、国における検討の動向や、事業者の自主的な取組状況なども踏まえなが
ら検討を進める。
 - レスポンスプログラムケルケル活動の促進
事業者による化学物質の全ライフサイクルにわたる自主管理活動（レスポンスプ
ラケル活動）に関して情報の収集を行うとともに、環境マネジメントシステム等の啓発
を通じて、事業者の取組を促進する。
- ③ダイオキシン類対策
 - ダイオキシン対策会議の設置（新規）
ダイオキシン問題について、総合的な対策を推進することを目的として、庁内関
係課から成る「大阪府ダイオキシン対策会議」を設置する。
 - ダイオキシン類の発生抑制対策の推進（一部新規）
大気汚染防止法及び廃棄物処理法の改正政令（平成9年12月施行）並びに「大阪
府廃棄物焼却炉に係る指針」（平成9年12月施行）に基づき、ダイオキシン類の
発生防止対策指針の徹底を図る。
 - ダイオキシン類排出実態調査（新規）
廃棄物焼却炉の排ガス・飛灰・燃え殻、漂白施設の排水等及び最終処分場の浸出水
について、ダイオキシン類の排出実態調査を行い、的確な排出抑制対策を行う。

■ダイオキシン類環境モニタリング（新規）

平成9年9月に環境庁がダイオキシン類の大気環境指針値を示したことに伴い、庁内の「ダイオキシン対策検討会議」で定めた平成10年度環境モニタリング等の計画に基づき、府域全体の削減対策の状況及び経年変化の傾向を把握・評価するとともに、発生源の削減対策の効果を検証するため、府下7地点で夏期・冬期において環境調査を実施する。あわせて、同計画に基づき、水質、土壌及び地下水の調査を実施する。

■ごみ処理の広域化計画の策定（新規）

ダイオキシン類対策等の高度なため、ごみ処理の広域化計画を平成10年度を推進するに当たっての課題に対処するため、ごみ処理の広域化計画を平成10年度を目的に策定する。

■分析体制のあり方検討（新規）

ダイオキシン類の排出抑制基準が設定されたことや、規制対象となる有害化学物質が増加の傾向にあることから、低濃度ではあるが極めて毒性の強い有害化学物質についての検査分析体制のあり方について検討する。

■府立学校ダイオキシン対策（新規）

文部省通知「学校におけるごみ処理に係る環境衛生管理の徹底等について」により、府立学校における焼却炉によるごみ処理を中止することに伴い、ごみ処理経費を負担する。

■緑地環境保全地域の指定と保全
樹林地、水辺地等を含む区域は歴史的文化的遺産等を含む区域で、その自然環境を保全することが特に必要な区域について、府自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の指定に努め、既存の緑地環境保全地域（能勢町三草山）について維持管理に必要な助成を行う。

②天然記念物等の保全
■和泉葛城山ブナ林の保全
ブナ林の生育区域を広げる保全整備・管理事業について助成を行う。
■府内の天然記念物等の保護増殖
和泉葛城山ブナ林をはじめ、国及び府の指定天然記念物である樹木等の保護・増殖を図るため、所有者が行う樹勢の回復や腐食防止、除虫等の措置について指導・助成を行う。

③自然海岸の保全
■長松自然海岸保全地区及び小島自然海岸保全地区の保全・整備
■岬町の長松及び小島の自然海岸保全地区において、清掃、ごみの回収を行うとともに、両地区の紹介パンフレット等の配付を行う。

第2 森林環境の保全・整備

①森林地域の保全
■保安林の保全・管理
第5期保安林整備計画に基づき、主として、「公衆の保健」を目的とする保安林（保健保安林）の指定に努める。また、引き続き保安林を森林保全の核として位置づけ、関係法令を厳格に運用することにより、その適切な保全と管理に努める。

■固定公園区域の保全
優れた自然の風景地の保護とともに、その利用の増進をもって府民の保健休養等に資する固定公園区域内では、自然公園法に基づく許可権限を厳正に運用することにより、開発の抑制を図り、自然環境の保全に努める。

■近郊緑地保全区域の保全
無秩序な市街化を防止するとともに、都市住民の健全な心身の保持増進や公害の防止を図る目的で指定された、近郊緑地保全区域内における自然環境を保全するため、指導指針に基づき、開発抑制を指導する。

■「自然環境の保全と回復に関する協定」制度等による緑地等の保全
住宅地の造成等の自然環境に及ぼす行為を行う者に対し、「自然環境の保全と回復に関する協定」を知事と締結することにより、一定の緑地等を確保させるなど、自然環境への配慮を求めるとともに、森林機能の保全を図る。

②巡視制度の活用
■自然環境保全指導員制度の運用
府民参加による自然環境の保全・巡視制度である自然環境保全指導員制度の運用により、周辺山系を適切に保全するための監視、指導を行うとともに、関係行政機関への通知や府への報告等を密にして、措置を必要とする事項にも迅速に対応する。

■森林保全員制度の運用
森林の保全、管理に精通し、山地パトロールを行う森林保全員を各市町村に配備し、林野火災の予防、林地開発規制、保安林、府営林の管理に資する。

■自然公園指導員の活用
府及び府内国定公園関係自治体との連携の強化を図ると、自然公園指導員の活動の充実を図る。

③森林の公益的機能の維持・増進

■森林造成事業の推進
府内一円の森林を対象に育成単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打ち）、育成複層林整備（倒下補救、下刈、改良）について事業実施、助成を行う。

■治山事業の推進
森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から府民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山ダム工、山腹工及び森林整備などを実施する。

■生駒山系グリーンベルト整備事業の推進
市街地が山麓まで展開し、土砂災害危険箇所を連担する生駒山系西側斜面（枚方市～柏原市、延長約25km）において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を形成し、土砂災害に対する安全性を高める。

■森林景観保全整備事業の推進
適正な管理が行われず荒廃が進み、周辺環境や景観に著しい支障を及ぼしている国定公園内の森林について、周辺環境の改善と国定公園にふさわしい森林景観の回復を図るため、適正な森林施業を実施する。

■保安林整備緊急対策事業の推進
現在荒廃しているか、あるいは放置しておくこと荒廃のおそれがある保安林を対象として、植栽、保育（下刈、除・間伐、枝打ち）を実施する。

■間伐の促進
森林の多面的機能の維持増進を図るための基本的な施業である間伐実施に対して、助成する。

第3 地域緑地の保全

①緑地保全地区の指定拡大の推進
■緑地保全地区の指定拡大の推進
市町村に対し、10ha未満の面積の緑地保全地区について、積極的な対象地の掘り起こしと地区指定を働きかけ、都市における貴重な緑地を保全する。

②風致地区等の保全
■風致地区の指定・保全の推進
風致地区において、風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行う。

第4 農空間の保全と活用

①農村地域の保全整備・活用
■農業の振興
農業生産活動等を通じて、農地・ため池等の自然環境の適正な維持管理を図り、農村地域を豊かな緑、水、ゆとりある空間にするため農業の振興に努める。

■棚田地域の保全（新規）
中山間地域の棚田は、「府民のふるさと」ともいうべき農村の原風景として、また、多様な生態系の保全、雨水の一時貯留による国土保全という点で、大きな役割を果たしている。

この地域の営農活動の継続による良好な環境の維持・保全のため、平成10年度から12年度までの3か年間に基金を積み立て、府民と地域が一体となった保全活動を推進する。

■広域農業公園「致慶遊農いこいのさと」構想の推進
市町村段階における交流型農業の育成整備に関する構想具現化のため、柏原市ほか2市町における構想推進事業に助成する。

■赤とんぼ計画の推進
地域の特性にふさわしい秩序ある土地利用の構想及び整備を考慮した実施計画を策定し、特色のある地域づくりを進めていくため、事業化に向けて地元権利者及び関係機関と協議を図っていく。

■農空間整備事業の推進
農地・集落・里山等からなる農空間において、生産基盤の強化、安全で暮らしやすい農地の整備、府民が親しむみどり豊かな環境の整備等、農業と都市が共生するまちづくりを自指するため、府が平成8年度に策定した大阪府農空間整備基本方針に基づき、平成8年度から11年度までの4か年の間に、市町村による地域整備計画策定を推進する。

②「農」文化の総合的振興

■広域農業公園「愛農遊農いこいのさと」構想の推進
市町村段階における交流型農業の育成整備に関する構想具現化のための推進事業を実施する。

③「農」の教育的機能の増進

■府民牧場の整備
豊かな自然空間・家畜とふれあえ、畜産について学べる等の機能を最大限に活かし、府民に、牛や羊等とのふれあいを楽しみながら、酪農への理解を深めてもらえる施設として整備するため、公の施設として、平成11年秋の開設を目的に施設建設に着手する。

第5 水辺環境の保全と活用

①河川環境の整備

■河川環境整備事業の推進
生態系の保全・再生を行い、生き物にやさしい、自然環境に配慮した多自然型川づくり等の水辺整備を実施する。

■わんどの保全

貴重な淡水魚である天然記念物のイタセシバラをはじめ様々な水生生物の保護増殖を図るため、水生生物の生態及び生息環境調査を通じて、その生息・繁殖の場としてのわんどの重要性を広く普及するとともに、関係機関に対して、保全についての働きかけを行う。

■水と緑豊かな渓流砂防事業の推進

個々の渓流の特色を活かした水と緑豊かな渓流づくりを免除川（交野市）等で推進する。

■砂防環境整備事業の推進

都市周辺部の渓流において緑と水辺の空間を確保するため、水越川で親水護岸工及び散策道整備等を行う。

■河川水質の保全

平野川のスカム対策として、浄化用水の導入を進めるとともに、東除川及び西除川で薄層流浄化、大和川支川で支川対策浄化施設の施工を行う。

■河川水量の確保

河川流量の確保（多様な水源の確保）に向け、関係部局との調整を図っていく。

■「河川水辺の国勢調査」の充実

ピオトープの創造をテーマとした川づくりを推進するため、河川の魚介類、底生生物等の生息状況の調査を行う。

■ダム湖周辺整備事業の推進

狭山池ダムにおいて、池周辺の環境や景観の保全・再生・創出を図る。

②農業水路の整備

■いきいき水路モデル事業の推進
農業用水路を農業用水のほか、安全なまちづくり、あるいは水と緑豊かな水辺づくりへの活用をめざし、長瀬川（東大阪市・八尾市・柏原市）、津之江水路（高槻市）等において、親水・景観保全施設等の整備を推進する。

③ため池環境の整備

■オアシス整備事業の推進
ため池の快適環境づくりを進めるため、光明池（和泉市・堺市）、久米田池（岸和田市）他7地区において親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等の整備を行う。

■地域総合オアシス整備事業の推進

熊取地区（熊取町）ほか4地区で、ため池が広範に点在している地域において、ため池を群としてとらえ、多面的な機能を活かした総合整備を行う。

■ため池の水質の保全

オアシス整備事業、地域総合オアシス整備事業の中で、植生や噴水によるばっ気を行い、ため池の水の浄化を行う。

■ため池環境コミュニティの支援

ため池環境づくりを進めるにあたり、住民参加の機運を盛り上げるため、地域の住民によるコミュニティの形成、及び活動の支援を行う。

④海辺環境の整備

■なぎさ保全創造事業の推進

泉南市岡田において、約4haの覆砂を実施することにより、水産資源の保護、回復を図るとともに、副次的になぎさを府民の憩いの場等として保全活用する。

■漁場保全対策事業の推進

小浜橋漁場保全事業（海底堆積物の回収、除去）及び漁場環境美化推進事業（海中浮遊ゴミの回収、除去及び啓発活動）を行う。

■魚礁の設置

大阪湾の泉佐野市地先で1,200空^mの並型魚礁、大阪南部地区で2,500空^mの大型魚礁を設置し、水産資源の増大に資する。

■空港周辺海域整備事業の推進

水産動植物の採捕禁止区域に設定した関西国際空港周辺海域において、大阪湾の水産資源の保護、培養の場としての機能を維持していくため、海域監視及び稚魚放流を行う。

■環境と共生する港湾（エコポート）の整備

エコポートモデル事業として、堺泉北港堺2区地先において整備予定である人工干潟（約10ha）について、現地測量、土質調査及び実施設計等を行う。

■親培養センターの活用

大阪湾の中高級魚介類の培養を図るために、平成3年度に岬町に整備した親培養センターを活用し、クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ、クロダイ、マコガレイ、オニオコゼ、アカガレイの計7魚種の生産、放流を行い、親培養の推進を図る。

■「なぎさ海道」事業の推進

自然環境の保全と持続可能な開発を基本に、人と海が豊かに触れ合う魅力のある海辺空間の形成を目指し、（財）大阪湾ベイエリア開発推進機構が設立した「なぎさ海道」推進会議に参画し、事業の推進を図る。

■阪南港阪南2区における人工干潟の整備

阪南港阪南2区に整備予定である人工干潟、海浜について、環境創造の効果等の検討調査を行う。

第3節 自然とふれあう場と機会づくり

第1 自然公園の整備・管理

- ① 自然公園施設等の整備・管理
- 自然公園整備・管理・運営事業の推進
金剛生駒紀泉国定公園及び明治の森 箕面国定公園の利用拠点施設の補修工事や清掃等を適切に実施するとともに、公園利用者に対する解説を行うなど、自然公園の適正な管理運営を行う。
また、緑の文化園むらいろけ園地に遊歩道を整備するなど、自然公園利用施設の整備を実施する。
- 府民の森利用促進・管理・運営事業の推進
金剛生駒紀泉国定公園内に設置した府民の森の利用促進を図るため、ちはや園地のエココミュニケーション等、地域の特性を活かした自然とふれあえる拠点施設の整備を行う。
また、府民の森利用者が、自然とのふれあいの機会を持つことができるよう、各種イベントやPR活動を実施する。

② 適正な利用の誘導

- 府民の森パークレンジャーの活用
府民の森をフィールドとした自然観察会等のイベントを企画・運営するボランティアパークレンジャーを育成し、イベントを通して参加者に自然との正しい接し方を指導することで、自然環境を保全し、自然公園利用の適正化に資する。
- 森林クワリーニアップスの推進
山地における美化意識の啓蒙を目的とし、毎年11月を「山地美化キャンペーン月間」と定め、自然公園、遊歩道等を有する市町村において関係団体、一般府民の取組のもと各種キャンペーン事業を実施（実施主体：府、府内22市町村）するとともに、国定公園内におけるごみ投棄防止施設の設置に対する助成やごみの撤去を行い、ごみを捨てにくい環境をつくる。

③ 国定公園の拡大

- 金剛生駒紀泉国定公園拡大地域の整備
平成8年に区域拡大された金剛生駒紀泉国定公園の拡大地域において、天然記念物である和泉葛城山ブナ林とその周辺地域の自然景観を保全、修復するための施設整備のほか、自然とのふれあいの場創出のための紀泉ふれあい自然塾、自然歩道や公衆トイレなど利用施設の整備、拠点施設整備のための基本計画策定などの事業を行う。
- 府立自然公園構想の推進
- 府立自然公園構想の推進
北摂山系の優れた自然景観の保全や自然とのふれあいの場としての活用を図ること

第2 森林とのふれあいの場と機会づくり

- ① 利用拠点の整備
- 森林利用施設の整備・管理
みどりの大坂21推進プラン等に沿って、自然や歴史・文化とふれあう利用拠点を整備する（周辺山系保全利用事業）。

■ 長距離自然歩道の整備

野外レクリエーションや自然観察等を目的とし、府民の森をはじめとする森林利用拠点及び「東梅自然歩道」や「生駒縦走歩道」「ダイヤモンド・トレール」の既設自然歩道をリンクさせながら、周辺山系を環状に貫く全長約300kmの自然歩道を整備する。

三山系のうち、「北摂地区」「金剛生駒地区」については、引き続き環状自然歩道整備事業で、「和泉葛城地区」については、近畿自然歩道整備事業で整備を行う。

■ 山に親しむ府営公園の整備
周辺山系の里山に昇られる風致や自然の緑を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、人と自然の共生を体験、学習し、親しむ公園として、山田池公園等の開設面積の拡大を行うとともに、施設の充実を行う。

② 府民参加の森づくり

- 府民参加の森づくり事業の推進
府民に自然とふれあう場を提供するため、分取林方式を導入し、府：市町村、森林所有者及び地元住民が共同して、下刈、除・間伐、株打ちを中心とした保育作業を行う。

③ 森林と木にふれあう機会の提供

- 森林林業教育実施事業の推進
小学校児童、中学校・高等学校生徒を対象として、実施モデル地区に「学びの森」を整備し、そこを拠点とした林業体験学習（間伐・株打ち）及び自然観察会を実施する。
- 木工教室の開催
直接木材に触れることにより、木材の特性を認識するとともに森林・林業の理解を深めるため、府・市が開催する森林祭において、木工教室を実施する。

第3 水辺でのふれあいの場と機会づくり

① 河川でのふれあひ

- 河川環境整備事業の推進
自然環境に配慮しながら、遊歩道や広場階段護岸の整備等、岸辺の整備を進めるとともに、イベントの開催等を通じて府民に水辺の保全・資源保護の重要性を啓発・普及していく。
- ふるさとの川整備事業の推進
城北川、内川、松尾川、春木川、飛鳥川、穂谷川において、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。
- 魚に親しむ川づくりの推進
漁業権河川において、親子によるマス釣り体験事業を実施し、これらを通じて水産資源保護、環境保全の啓発を図る。
- 魚とふれあえる水辺の整備
遊漁者及び河川利用者によりマナーの向上、資源保護の意識啓発を行うために、漁業権河川において、パンフレットの配布、指導員の巡回指導及び漁場のクリーンアップ等を行う。
- 水質保全啓発活動の推進
快適な水辺環境の保全・創造のため、府民活動用啓発パンフレットを作成するとともに、環境教育の一環として行われる子供たちの水質保全活動について支援を行う。
- 河川公園の整備
石川河川公園などの開設面積の拡大及び施設の充実を進める。また、国営淀川河川公園において、維持管理等の負担を行う。
- ダム湖周辺整備の推進
「狭山池ダム景観整備基本計画」に基づき、池周辺の環境や景観の保全・再生・創出を図る。

第4節 自然環境の保全・創造のための活動の推進

第1 推進体制の整備

- ①推進体制の整備
 - 大阪府みどりの基金の運用
大阪府みどりの基金の運用益を活用して、緑化樹の配付や民間施設の緑化に対して補助するなど、緑化の推進及び良好な自然環境の保全を図る。また、(財)大阪みどりのトラスト協会の事業活動に対して助成を行う。
 - (財)大阪みどりのトラスト協会の展開
(財)大阪みどりのトラスト協会が実施するトラスト運動推進事業、自然環境保全地域等保全事業等に対して助成を行う。
 - 自然環境保全指導員制度の運用
府民参加による自然環境の保全、監視制度である自然環境保全指導員制度の運用により、周辺山系を適切に保全するための監視や指導を行う。
 - 森林保全制度の運用
森林の保全、管理に精通し、山地パトロールを行う森林保全員を府内各地に配備し、林野火災の予防、林地開発規制、保安林、府営林の管理に資する。

第2 自主的な活動の促進

- ①自然環境教育及び学習の振興
 - 自然環境に関する教育及び学習の振興
府民を対象に自然観察会、ネイチャーゲーム等を実施し、自然とのふれあいを通じて、自然に対する正しい理解の普及を図る。
 - 広報活動の充実
みどり施策をはじめとする情報の効果的な発信を行うため、府発行各種広報紙の活用やみどり関係冊子(パンフレット)の作成、配付等を行う。
- ②自主的な活動の促進
 - 自然環境に関する情報の収集・提供
府政だよりをはじめとする府発行情報誌の活用やパンフレットの作成・配付等を行う。府民に対して、自然環境に関する情報の効果的な発信を行う。
 - 緑化・森林づくり情報収集・提供
府民が行う森林づくりボランティア活動に対して、参加者と受入側をつなぐ情報提供を行うネットワークを整備するため、インターネットのホームページを活用し、情報の発信を行う。
 - 活動を指導する人材の育成
みどりすず(みどりのボランティア)や府民の森パークレンジャー(ボランティア)ほか、自然環境保全活動を促進させるための人材を育成する。
 - みどりの人材銀行運営事業の推進
(財)大阪みどりのトラスト協会が実施する、自然環境の保全や身近なみどりの充実を担うボランティア及びみどりのトラスト協会が実施する登録・派遣、みどりすずを対象とする講習会の開催、並びにみどりに関する情報を収集・提供する情報センターの運営に対して助成を行う。
 - 緑の少年団育成事業の推進
緑と親しみ、育てる活動を通して、少年が心豊かに成長することを目的とした緑の少年団の活動の輪を広げ、次代の緑のボランティアの育成を図るため、(財)大阪みどりのトラスト協会が大阪府緑の少年団連盟の交流事業に対して助成を行う。

- 河川愛護月間、森と湖に親しむ旬間等による啓発
「河川愛護月間(7月)」において、ポスター等による広報、河川クリンキャンパーン等を行う事を実施する。
- 「森と湖に親しむ旬間(毎年7月21日～31日)」において、狭山池ダム見学会を実施する。
- 砂防環境整備事業の推進
都市周辺の溪流において、緑と水辺の空間を確保するため、水越川で、親水護岸工及び散策道整備等を行う。
- ふるさと砂防事業の促進
唐川(太子町)、牛滝川支川(岸和田市)及び犬鳴支深(泉佐野市)において、地域整備計画と連携した砂防事業の推進
- 水と緑豊かな溪流砂防事業の推進
個々の溪流の特色を活かした水と緑豊かな溪流づくりを免除川(交野市)等で推進する。
- ②ため池でのふれあい
 - いきものふれあいうオアシス整備事業
山間部や丘陵地にあるため池やその周辺の生物環境に配慮しつつ、人が生きものとのふれあいうちや自然環境教育の場として、活用される施設を設置する。
 - ため池愛護月間、オアシス月間による啓発
ため池の愛護の意識を高めるため、5月を「ため池愛護月間」として、また、ため池の水と緑豊かな秋遊環境づくりを推進するため、11月を「オアシス月間」として、広報啓発活動を行う。
- ③海辺でのふれあい
 - 二色の浜環境整備事業の推進
阪南6区、二色の浜海浜緑地において、海浜レクリエーション、マリンスポーツの拠点の整備の一環として、海浜緑地の広場整備等を行う。
 - 海に親しむ府営公園の整備
海浜の立地を活かし、海浜レクリエーションの拠点となり、海辺の修景を図るための公園として、磯浜等の施設を行う。
 - ふれあい漁港漁村整備事業の推進
緑地機能や親水機能を持った防波堤及び護岸、水と緑に親しめるウォーターフロントモデル、多目的広場の整備等、漁港や漁村の良好な自然環境や特性を活かした親しみやすく、住みやすい漁港・漁村整備を深日漁港及び小島漁港において行う。
 - 海岸愛護月間による啓発
大阪府海岸美化運動を年2回、二色の浜、岬長松海岸において実施し、海岸清掃を行うボランティア団体への物的支援を行う。また、ポスター等により、海岸愛護月間(7月)のPRに努める。
 - 海辺の教室等の開催(瀬戸内海環境保全普及活動事業)
海辺での自然観察会等の啓発事業を行う。
 - 海の日記念事業の実施(新規)
海の日記念事業として、海岸の清掃、稚魚の放流等を行う。

第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

水や緑に親しむことのできる空間の整備や、地域に根ざした歴史・個性が活かされた街並みの保全のための取組の推進に努める。

① 潤いと安らぎのある都市空間の形成として、蜻蛉池公園の開設面積の拡大など府営公園の整備を行うほか、河川環境整備事業や都市海岸高度化事業の推進による水辺環境の整備、大阪府植樹祭の開催等の緑化運動の推進などを行う。

② 美しい景観の形成として、府民・事業者・行政が適切に役割を分担しながら、総合的、計画的な景観施策を展開するための景観条例制定に向けた検討や大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）の表彰等を行う。

③ 歴史的・文化的環境の形成として、富田林寺内町の町並みの保存や、価値の高い文化財を良好な状態で保全するための史跡・名勝等の指定、発掘調査で出土した遺物等を収集・公開している府立博物館における考古学セミナーや講演会の開催等府民への学習・情報提供の推進などを行う。

第1節 潤いと安らぎのある都市空間の形成

第1 緑豊かなまちづくり

- ① 都市公園の整備
 - 健康と生きがいを支える府営公園の整備
 - 府営服部緑地他6公園の維持管理を行うとともに、蜻蛉池公園の開設面積の拡大を図る。
 - 市街地に広大な森林をつくる府営公園の整備
 - 府営大泉緑地の開設面積の拡大と施設の充実を図るとともに、施設の維持管理を行う。
 - 市町村公園緑地整備への助成
 - 住民が身近に利用する街区公園、近隣公園など5公園の整備を行う5市に助成を行う。

② 道路・街路等の緑化

- 大阪府道路環境計画（スプリングロード21）の推進
- 「人や自然にやさしい快適な都市環境の形成に貢献するみちづくり」を基本理念に、環境に配慮し、人が主体となる道路環境を形成する。
- 街路樹等の整備
- 信号待ちの場所に木かけを提供し、車いすの通行に配慮した植樹研の改良を行うなどの「人にやさしい緑の道づくり事業」を推進するとともに、防火機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や遊歩道の確保に努める。

③ 公共施設の緑化

- 庁舎・府営住宅の緑化
- 市街地のみどりの中心となる施設の基本方針を定めた「施設緑化10カ条」に基づき庁舎等の緑化を推進する。
- 中高層の府営住宅を対象に植樹するとともに、植木等の管理を自治会等住民が行えるよう誘導する。
- ボケックパークの開設の府営住宅においても緑化などの環境整備を行う。
- 府有建築物において、「施設緑化」と「潤いと調いの場の提供」を図り、潤いと安らぎのある都市空間の形成に努める。
- 府立学校の緑化
- 緑化樹配付事業を活用し、府立学校の緑化に努める。

- 下水処理場の緑化
- 中央処理場他7か所を憩いの場として府民に開放するため、植栽等の整備を行う。

④ 地域緑化の推進

- 緑化樹配付事業の推進
- 緑化樹の養成と、公共施設の緑化及び住民が協同で行う地域緑化に対して緑化樹の無償配付を行う。
- 民間施設緑化推進事業の推進
- 民間施設の接道部（公開空間）や屋上（人工地盤）等において行われる緑化事業に対して助成を行う。
- 緑化支援隊による緑化の推進
- 市街地緑化の拠点となる公開性・公益性の高い施設について、緑化計画の作成から土壌改良、緑化樹木の植栽、保育、管理指導までを一体的に行う「大阪府緑化支援隊」により、着実な施設緑化を行う。
- 工場等の緑化推進
- 工場緑化用樹木の配付等により、工場環境の緑化を促進する。
- 緑化の知識の普及、指導
- 緑化センターにおいて、施設の緑化診断・緑化計画指導、緑化に関する講習会・研修会、緑化技術の相談・指導、緑化に関する情報の収集・提供などを行う。
- 服部緑地と大泉緑地において開設している花と緑の相談所において、専門の相談員による樹木や草木などの身の周りの緑化に関する相談のほか、展示や実習等を行う。
- 緑化運動の推進
- 府民が一体となって緑豊かなまちづくりを進めるため、広く府民が参加できる「大阪府植樹祭」を開催する。また、国土緑化運動を推進する全国行事「全国植樹祭」の平成17年度開催に向けて準備を進める。
- 緑地協定・市民緑地制度等の活用
- 都市緑地保全法に基づく市民緑地制度を適用し、市街地の緑地保全と緑化を推進するため、市町村に対して住宅地造成者、地域住民団体への緑地協定締結の促進及び市民緑地制度の活用を働きかける。
- 緑化センターの活用
- 緑化に関する総合的な指導及び相談を行う緑化センターを運営し、広く府民と協力して緑化を進める。また、緑化支援隊の活動を通じて着実な施設緑化の推進を図る。
- 風致地区の保全
- 風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行う。
- 自然環境に配慮した急傾斜地崩壊対策事業の推進
- 既存樹木の保全や緑化回復により安全で緑豊かな斜面整備を進める。

第2 水辺環境の整備

- ① 河川環境整備事業の推進
- 河川環境整備事業の推進
- 環境護岸や高水敷、遊歩道、桜づつみみの整備などを芥川、石川、安威川、天野川等において実施する。
- 治水緑地の整備
- 恩智川中・上流部の4地区において、レクリエーション等の多目的利用も含めた治水緑地の整備を推進する。
- ふるさと川の川整備事業の推進
- 城北川、内川、松尾川、春木川、飛鳥川、穂谷川において、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。
- 河川再生事業の推進
- 道頓堀川において、治水機能と河川環境の向上を目的に河川の二層化などの整備を行う。
- 河川公園の整備
- 府営石川河川公園などの開設面積の拡大及び施設の充実を進める。また、国営淀川河川公園の維持管理等の負担を行う。

- 地域交流拠点（水辺プラザ）の整備
天野川において、自然や歴史の学習の場、交流の拠点となる水辺プラザを整備する。
- 河川浄化事業
東除川、西除川で薄層流浄化、大和川支川で支川対策浄化施設の設置、平野川で汚泥のしゅんせつなどを行う。
- スパー堤防の整備
此花西部臨海地区における市街地再開発等と一体となった、緩傾斜堤防（スパー堤防）を安治川において整備し、親水性の向上を図る。

- ②海辺環境の整備
 - 南大坂湾岸整備事業の推進
りんくうタウンにおいて公園、緑地の整備等を行う。
 - 港湾環境整備事業の推進
堺泉北港東大津旧港地区における先端緑地及び阪南海岸和田田港地区における緑地の整備を進める。
 - 環境と共生する港湾（エコポート）の整備
エコポートモテル事業として、堺泉北港堺2区地先において整備予定である人工干潟（約10ha）について、現地調査、土質調査及び実施設計等を行う。
 - 都市海岸高度化事業の推進
堺旧港地区と浜寺地区において、高潮対策の推進と耐震対策や津波対策など地震時ににおける安全性の向上を図るとともに、高齢者などの利用にも配慮した親水性護岸の整備を行う。
 - 海に親む府営公園の整備
海浜の立地を活かし、海浜型のレクリエーションの拠点となり、海辺の修景を図るための公園として、せんなん里海公園等の施設の充実を行う。
 - 埋立地の活用
堺第7-3区に設置した「みなと界グリーンひろば」を4月から11月の日曜・祝日に府民に開放する。また、多目的広場を拡張・整備する。

- ③ため池や水路等の整備
 - オアシス整備事業の推進
光明池（和泉市・堺市）、久米田池（岸和田市）他7地区で、ため池の快速環境づくりを進めるため、親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等の整備を行い、水と緑に包まれたオアシス空間の整備を推進する。
 - いきいき水路の整備
長瀬川（東大阪市・八尾市・柏原市）、津之江水路（高槻市）などにおいて、農業用水路を農業用水のほか、安全なまちづくりへの活用あるいは水と緑豊かな水辺づくりをめざし、多面的な整備を推進する。

第3 ゆとりある空間の確保

- ①歩道等の整備
 - 歩行者用道路の整備
歩道の設置を行うとともに大規模自転車道を整備する。
 - サイクリング・ロードの整備
北河内自転車道（大規模自転車道）の整備を進める。
 - 休憩場・案内標識の設置
簡易パーキング（能勢町道の駅）の整備を行うとともに、道路の案内標識を設置する。

- 街路樹の整備
信写待ちの場所に木かけを提供し、車いすの通行に配慮した植樹の改良を行うなどの「人にやさしい緑の道づくり事業」を推進するとともに、防火機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や避難路の確保に努める。
- 透水性歩道の整備
透水性のあるインターロック舗装による歩道の再整備を行う。

- ②広場等公共空間の整備
 - 公園空地の確保
建築基準法により敷地内における公開空地を確保し、良好な市街地環境の形成を図る。
 - 駅前広場の整備
市街地再開発事業、土地区画整理事業等、面整備事業を行い、駅前広場を整備することによって、交通の円滑化を図る。
- ③歩道の通行性の確保
 - 電線類の地中化の促進
道路下に電線類を共同に収容する施設を設置し、電線及び電柱を道路上から除去する電線共同溝事業の推進を図る。
 - 駅前放置自転車解消のための広報・啓発
駅前に自転車置き場をしない・させないという府民の意識の高揚を図るため、ポスター等を作成し、市町村、鉄道事業者等と協力して、駅前放置自転車クリンキャンペーンを実施する。
 - 違法看板等の撤去
公衆に対する危害防止のため、違法屋外広告物の除去作業を行う。

第2節 美しい景観の形成

第1 公共事業等による推進

- ①美しい公共施設づくり
 - 府有施設の整備
府有施設の整備にあたっては、「大阪府公共建築整備指針」及び「大阪府公共建築整備マニュアル」に基づき、周辺環境との調和を図り、まちの魅力を高めた都市の景観をリノードする美しい施設づくりを進める。
 - 府営住宅の整備
府営住宅の建設にあたり、住棟配置、植樹、幼児遊園等の整備について、周辺環境との調和を図り、地域の景観の向上に努める。
 - 橋・道路等の景観配慮
橋や道路などの土木構造物の整備に際して、周辺の景観との強調・調和・融合に配慮する。
 - 街路灯、ガードレール、橋脚等の景観配慮
駅、公共施設等周辺において、地域の景観に配慮した道路照明灯、防護柵、道路標識の整備を図る。

第2 適切な誘導・規制

- ①適切な誘導・規制
- 都市計画における土地利用計画の実現を図るとともに、市街地の環境を保全するため、用途規制制度に従い、建築基準法の適正な運用を行う。
- 地区計画・総合設計制度等の活用
- 地区計画・総合設計制度の積極的な活用により、公共施設の配置と建築物の形態等を一体的・総合的に誘導し、良好なまちづくりの保全・整備を図る。
- 地区計画の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、再開発地区計画制度、総合設計制度などの活用を促進しており、総合設計取扱要領により、敷地内に一定規模以上の空地を確保し、緑地等を設けるなど市街地環境の向上に資する良好な建築計画を誘導する。
- 建築協定制度の活用
- 建築協定地区の相互の連携を図り、共通する諸課題について検討する大阪府建築協定地区連絡協議会を支援するとともに、大阪府建築協定行政連絡会議を運営し、制度の普及を図る。
- 市町村の景観マスタープランの支援
- 市町村の景観マスタープランの策定を技術的支援を通じて促進する。
- 景観条例の検討
- 「美しい景観づくり府民会議」の提言を踏まえ、府民、事業者、行政が適切に役割を分担しながら、総合的、計画的な景観施策を展開するため、景観条例の制定について検討する。
- 密集住宅市街地整備促進事業
- 老朽化した民間の木造賃貸住宅等の整備を行う。
- 街なみ環境整備事業の推進
- 市町村が実施する街なみ環境整備事業の円滑な進捗を図るため、施行者に対し、促進区域の指定、整備方針策定、事業の施行について助言、指導監督を実施する。

②景観を阻害する行為の抑制

- 景観を損なう屋外広告物の指導、撤去
- 実勢風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、条例に基づく屋外広告物の規制・指導を行うとともに、違法広告物の除去作業を行う。
- 散乱廃棄物（ポイ捨て防止）対策の検討
- 「散乱廃棄物対策庁内連絡会議」において、効果的なポイ捨て防止対策を検討するとともに、「大阪府廃棄物減量化イニシアチブ推進会議」において、環境美化月間事業の充実を図る。
- めいわく駐車や放置自転車の解消に向けた府民運動の展開
- めいわく駐車や自転車の放置をしない・させないという府民の意識の高揚を図るため、ラジオスポット放送の実施や街頭キャンペーン、街頭啓発を行う。

第3 景観づくり活動等の促進

- ①美しい景観への関心づくり
- イベント等の開催
- 活力あふれる賑いのある魅力的な都市景観づくりを推進するため、イベント等の啓発事業により府民の意識高揚を図る。

■大阪都市景観建築賞

府民からの推薦を受けた建物・まちなみを対象に、審査委員会の審査により選ばれた優秀な建物・まちなみを大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）として表彰するとともに、記念講演会等を実施する。

■まちづくり功労者の表彰

新しい景観づくりも含めた魅力あるまちづくりの推進のため、顕著な功績のあった個人・団体を表彰する。また、まちづくり講演会やパネル展、まちづくり事例の見学会も併せて実施する。

■マスターアーキテクト方式による魅力あるまちなみ形成の推進

阪南スカイタウンにおいて、一人の建築家を中心となり、まちの景観を調整するマスターアーキテクト方式の導入により、魅力あるまちなみの形成を図る。

②活動の支援

- 団体等の交流の場の設置
- 府民、事業者、行政の協働による美しい景観づくりのため、大阪美しい景観づくり推進会議を運営する。
- 美化運動の支援
- 中環をきれいにする日や外環クリーニング月間、また、道路美化モデル区間において、自治会や市町村と共同し、道路の清掃や、道路美観についての広報・啓発活動を行う。

第3節 歴史的・文化的環境の形成

第1 歴史的・文化的遺産を活かしたまちづくり

- ①歴史的町並み等の保全
- 歴史的建造物群の保存
- 富田林寺内町の町並みが、「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区」として、国の重要伝統的建造物群の選定を受けたことから、国の補助事業である町屋の整備事業に対し、府も助成を行う。

②史跡・名勝等の文化財の保全

- 史跡等の指定による文化財の保存
- 価値の高い文化財を良好な状態で保存し、後世に伝えるため、文化財の国指定、府指定に努める。
- 史跡等、公有化整備事業への助成
- 史跡池上曾根遺跡（歴史ロマン再生事業）をはじめ、地域の歴史的・文化的環境の核として重要な史跡等について、市町村の行う土地公有化事業や環境整備事業に対し、指導・助成を行う。
- 文化財等の調査
- 近代遺跡の所在調査を引き続き実施するとともに、府内の近代和風建築の調査を実施する。また、大規模開発に対しては、有形文化財、無形文化財等も含めた総合調査を実施するよう事業者を指導する。
- 埋蔵文化財の保全及び調査
- 埋蔵文化財包蔵地における開発工事については、事前に事業者との協議を行い、文化財が不意に失われぬように指導する。また、破壊のおそれのあるものについては、発掘調査を実施し、資料の整備・保存に努める。

③歴史的町並みを活かした施設づくり

- なわ歴史街道事業の推進
- 平成7年3月に策定した「なわ歴史街道事業化推進指針」に基づき、道路ネットワークの整備や歴史のまちなみの保全、情報発信、イベントの開催等を進める。
- 歴史のみち・歴史をめぐる遊歩道整備事業の推進
- 旧街道の歴史的町並みを調和するよう、道路の美装化やデザイン照明・案内板の設置など、市町村が実施する整備事業について補助を行う。

第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

■ ウォーキング・トレイル事業の推進
自然や歴史・文化を感じさせる地域の拠点を連絡する歩行者専用道路等の整備事業について補助を行う。

■ 案内標識の整備
歴史・文化的史跡を案内するための、景観に配慮した標識の設置を行う。
■ 歴史の息づく水辺空間の整備
石川の河川環境整備事業「石川あすかプラザ」の中で、自然ゾーンの護岸整備等を行うとともに、飛鳥川について「ふるさとの川整備事業」を推進する。

第2 開かれた歴史的文化的環境づくり

- ① 博物館等の整備・運営
■ 府立博物館の運営
発掘調査で出土した遺物等を近つ飛鳥博物館、弥生文化博物館、泉北考古資料館において計画的に収集整理し、成果を公開するとともに、特別展、企画展を開催する。
■ 日本民家集落博物館への支援
ある日本民家集落博物館を移築復元し、関連民具と合わせて展示する野外博物館で
■ 府立近つ飛鳥風土記の丘の運営
わが国の代表的な古墳時代後期の郡集墳で、学術的にも貴重な国指定史跡「一須賀古墳群」を保存するとともに、府民に豊かな自然の中で、文化財にふれ、学び、楽しんでからもらう史跡公園として運営する。
■ 狭山池ダム資料館（仮称）の建設
狭山池の堤体断面そのものや発掘された遺跡、遺構を保存、展示するため、狭山池ダム資料館（仮称）の建設を進める。

- ② 学習・情報提供の推進
■ 歴史情報の提供
文化財調査報告書を刊行する。また、発掘調査の成果を府民に理解してもらうため現地説明会を開催する。
■ 講座、イベント等の開催
府立博物館において、考古学セミナーや講演会を開催するとともに、土器づくりなどの体験学習を実施する。
■ 文化財指図書による指導
府内の指定文化財等の保存、管理に関して巡視を行い、文化財所有者等に対し指導・助言を行うとともに、文化財保護思想についての普及啓発活動を行う。

地球環境保全に資する環境に優しい社会を創造するため、地球環境保全に資する取組を推進するとともに、環境に優しい地球づくりを進める。

地球環境保全に資する取組として、平成10年度の「豊かな環境づくり大阪府民の集い（地球温暖化防止を共通テーマとして決定するほか、「豊かな環境づくり大阪府民の集い（仮称）」の開催、昨年度決定した大阪府地球温暖化防止行動ガイドラインの普及・啓発等を行う。また、開発途上国等に対する環境協力を進める。

■ 協力やJICAと連携した技術移転等を進める。
■ 環境に優しい地域づくりとして、自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を進めるとともに、「エコエネルギー都市・大阪計画（仮称）」の平成11年度第2区整備事業の推進等を図る。

第1節 地球環境保全に資する取組の推進

第1 協働による行動の推進

- ① 地球環境保全行動指針の普及・啓発
■ 地球環境保全行動指針の普及・啓発
府民・事業者・行政がそれぞれ役割に応じて地球環境保全に資する行動を行うよう豊かな環境づくり大阪府民会議において策定した「地球環境保全行動指針」の普及啓発を図る。
■ 豊かな環境づくり大阪行動計画（総論が2001年11月21日の策定・推進）
「豊かな環境づくり大阪府民会議」において毎年更新する「豊かな環境づくり大阪行動計画」を、平成10年度は「地球温暖化防止」を共通テーマとし、「省エネルギーの推進」を重点項目として策定し、府民・事業者がそれぞれの立場で実践活動を積極的に展開する。

- ② 行動規範づくり
■ 環境教育の推進
府民の地球環境に対する理解と認識を深め、自発的な取組を促進するために、多様な環境教育（学習）施策を実施する。

- ③ 拠点施設づくり
■ 環境情報コーナーの活用
環境に関する図書、資料、ビデオ等を収集整理して広く府民に提供・公開するとともに、環境影響評価や地球環境問題に関する相談にも応じる環境情報コーナーを併設する。

- ④ ネットワークづくり
■ 豊かな環境づくり大阪府民会議
「豊かな環境づくり大阪府民の集い」を開催するとともに、情報誌「かんきよう夢ひろば」の発行やインターネットの活用した「かんきよう交流ルーム」などにより、構成団体間の情報交流を促進する。
■ 地球環境関西フォーラムへの参画
地球環境問題の克服に寄与することを目的として、関西の企業、自治体、消費者団体、学識経験者等で組織する「地球環境関西フォーラム」に参画し、より実践的な取組や調査・研究を行う。

- 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議の運営
循環型社会の構築を進めるため、府、市町村、事業者団体、住民団体及び学識経験者で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ減量化・リサイクルに関する調査研究や啓発事業を実施する。
- 大阪府省資源運搬推進会議
民間レベルにおける省資源・省エネルギーの作成や各構成団体との情報交換を行う。

第2 地球環境問題への取組

- ①地球温暖化防止対策の推進
■「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の推進
「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、府民の地球温暖化対策への理解を深め、ライフスタイルの変革を図るために、「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」の普及・啓発を行うとともに、地球温暖化防止京都会議の結果を受け、地域推進計画の改定を検討する。
- 温室効果ガス等モニタリング調査等の実施
温室効果ガスである揮発性有機化合物の府域における濃度レベルを把握するため、7種類の物質（70711、707113、707114、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、トルエン、パークル）及び代替フロン（HCFC-141b、HCFC-22、HCFC-134a）について、都市域及びバックグラウンド地域等において、モニタリング調査を実施する。
- 省エネルギー計画書の提出指導
「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づき、建築物に係るエネルギー使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、一定規模以上の建築物について省エネルギー計画書の提出指導を行う。

- ②オゾン層保護対策の推進
■大阪府フロン対策協議会の運営
府域におけるフロン回収を促進するため、関係業界、行政、学識経験者等からなる「大阪府フロン対策協議会」を通じ、関係業界等にフロン回収システムの構築を働きかける。
- フロン回収・破壊処理の促進
フロン回収機・ボンベを府下の市町村等へ貸与するとともに、回収フロンを破壊処理施設に搬送し、フロンの回収・破壊処理を支援する。
- 代替フロンの環境モニタリングの推進
府下で使用量の多い代替フロン（HCFC-141b、HCFC-22、HFC-134a）について、都市域及びバックグラウンド地域において、モニタリング調査を推進する。
- 脱フロン技術の普及
脱フロン技術に関する知識と経験を有する者を技術アドバイザーとして登録し、府下の中小企業の要請に応じ派遣し、技術指導を行い、中小企業の技術向上を図る。
- 府有建築物の環境整備（特定フロン対策）事業の推進
府有建築物の環境整備（特定フロン対策）事業の推進
府有建築物では、従来より特定フロンを使用していた空調用冷凍機等が設置されているため、施設の建替計画や機器の耐用年数など調整を図りながら順次特定フロンを使用しない機器に改善していく。

- ③酸性雨対策の推進
■酸性雨のメカニズムの研究
府域における酸性雨発生機構解明の基礎資料を得るため、2定点における継続調査と年2季47地点において、酸性雨分析調査を実施する。また、長距離輸送シミュレーションモデルによる動態解析を実施するほか、府下森林定点における生態系影響調査を実施する。

- 酸性雨対策の実施
酸性雨の原因物質となる窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制するため、大気汚染防止法等に基づく工場・事業場の規制、指減を行うとともに、地域冷暖房システムの導入、クリーンエネルギーへの転換などを促進する。

- ④森林、特に熱帯林の保全
■森林、特に熱帯林の保全対策
地球環境保全の見地から、府域の森林についての保全を図る。また、国際協力を推進するため、熱帯地域を中心とした森林の保全・再生について、これまで長年にわたって培われてきた治山、森林造成などに関する技術を活かせるよう検討する。
- 熱帯産木材の使用抑制
府有施設の建築工事において、熱帯林の保全を図るため「熱帯木材の使用抑制に関する基本方針」に基づき、針葉樹樹皮合板型枠等の使用や型枠の使用しない工法を取り入れ、熱帯木材の使用抑制に努める。

第3 開発途上国等に対する環境協力の推進

- ①国際機関への支援
■UNEP（国連環境計画）国際環境技術センターへの支援
開発途上国等の環境問題を解決するための国際機関である「UNEP（国連環境計画）国際環境技術センター（大阪）」を支援し、地球環境問題に取り組みため、同センターの支援組織として設立した（財）地球環境センター（GEC）に対して、引き続き職員の出遣を行う。
- 国際エレクトロニクスセンターへの支援
閉鎖性海域の環境保全と適正利用並びに国際協力の推進に資するため設立された国際エレクトロニクスセンターを支援するとともに、同センターが行う事業に参画する。
- ②国際技術協力の推進
■海外友好提携都市との交流・協力
本府がこれまで蓄積してきた環境保全技術を活かし、その技術等を提供することにより、開発途上国の環境問題の解決を図るため、本府と友好交流関係にあるインドネシア東ジャワ州から環境保全に関する研修生の受入を行うとともに、中国上海市と水質保全に関する技術交流及び研修生の受入を行う。
- JICA（国際協力事業団）との連携
JICAの「有害金属汚染対策コース」において、（財）地球環境センターとともに開発途上国からの研修員に対する技術研修を実施する。
- APEEC環境技術交流促進事業
APEEC域内での環境保全技術の情報を目的として設置された「APEEC環境技術交流促進事業運営協議会」に参画するとともに、インターネットを活用し、府が蓄積してきた環境に関する技術情報等を受発信する。
- ③国際的な情報ネットワークへの参加
■環境保全技術のネットワーク化
地球環境問題への取組や都市域における環境問題に関する情報、府の公営対策の歴史やアセスメント制度の概要など環境保全技術に関する情報を海外に発信し、容易に検索できるようデータベース化を進める。
- インターネットの活用
データベース化した環境保全技術情報をインターネットを通じて開発途上国等に提供する。

第4 地球環境に関する調査研究の推進

- ①調査研究体制の整備
 - 地球環境問題に関する研究体制の整備
 - 地球環境問題関連事業を総合的、体系的に実施するため、「地球環境問題研究会」を設置し、情報収集、課題検討等を行う研究会及び環境啓発普及事業を実施する。
- ②調査研究機関等との連携
 - (財)地球環境産業技術研究機構との連携
 - (財)地球環境産業技術研究機構の一環として、地球温暖化防止のテーマを中心として、地球環境問題の解決を図る技術開発の(財)地球環境産業技術研究機構(RITE)に対して、調査研究等を実施している(財)地球環境産業技術研究機構(RITE)に対して、引き続き職員の出向を行う。

第2節 環境に優しい地域づくり

第1 循環型社会へ向けた取組

- ①省資源、省エネルギーの取組の促進
 - 省エネルギー化の促進
 - 大気汚染防止法等に基づく規制及び各種削減指導等に併せて、省エネルギー型施設等の導入についても指導・啓発を行い、省エネルギー化を促進する。また、「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」の普及・啓発を行うことにより、家庭系・業務系における省エネルギー化の促進を図る。
 - 省資源、省エネルギー型製品の作成や「省資源・省エネルギー型一研究」の実施などを通じて府民の省資源・省エネルギーの確立をめざす。
 - 環境共生型エネルギーの活用促進
 - 環境・エネルギー部会の運営(一部新規)
 - 庁内のエネルギー関係課で構成する省エネルギー推進委員会(環境・エネルギー部会)を設置し、環境にやさしいエネルギーの導入や、自然エネルギーや未利用エネルギーを活用したモデル事業の検討を行う。
 - エコエネルギー都市・大阪計画の検討
 - エネルギー利用による環境への負荷の低減を目的として、府内の実態に合う新エネルギーや最新の省エネルギー技術の活用とその他の効果をもとめた「エコエネルギー都市・大阪計画(仮称)」の平成11年度策定に向け、省エネルギー等の効果算定など必要な調査を行う。
 - 地域冷暖房システムの導入促進
 - 「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき、業務用建築物が集中する地域への地域冷暖房システムの適正な導入を促進する。
 - 太陽光発電システム、太陽熱利用の普及・導入促進
 - 府内各町村野水浄水場等に導入した太陽光発電システムを運用するとともに、市町村をはじめとする関係機関、団体等へ配布等を行う。
 - 阪南スカイタワーの太陽光発電施設、風力発電施設の活用(新規)
 - 阪南スカイタワーの太陽光発電施設、風力発電施設、風力発電施設を利用して、自然エネルギー利用に関する啓発に用いるとともに、発電量等の各種データを収集、解析することにより、今後の施設導入に関する技術的検討を行う。
 - 廃熱利用
 - 「廃熱の有効利用及び未利用エネルギーの活用を促進する指針」(平成9年2月)に基づき、啓発等を行い、廃熱の有効利用エネルギーの活用を促進する。

- ごみ処理施設の余熱利用
- 未利用エネルギーの有効利用及びごみ処理における省エネルギーの促進を図るため、ごみ処理施設の余熱利用(ごみ焼却時の余熱により得た温水・蒸気の周辺地域への供給)が促進されるよう、市町村への情報提供や技術的援助を行う。
- ごみ発電の促進
- ごみ焼却における熱エネルギーの有効利用を図るため、ごみ発電の整備を促進する。

- 上水圧力エネルギーの活用
- 受水圧力エネルギー(郡家ポンプ場)及び水位差エネルギー(村野浄水場階層系浄水施設)を有効利用し、水力発電を行う。

- ③廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
- ごみ減量化、リサイクルアクションプログラムの推進
- 「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、事業者・住民・行政の果たすべき役割と具体的な行動を取りまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を推進する。

- 大阪府産業廃棄物管理計画の推進
- 事業者責任の原則のもと、「排出管理」「減量化」「適正管理」を基本目標とする「大阪府産業廃棄物管理計画」を推進する。
- 建設副産物の再生利用の推進
- 資源の有効利用を図るため、府有建築物の撤去工事等において発生するコンクリート塊等を原則として再資源化施設へ処分するとともに、府有建築物の敷地内道路や駐車場等の路盤材、舗装材等として再生資材を利用する。

- 剪定枝のリサイクル(新規)
- 地球温暖化やダイオキシン類の発生を防止するため、公園樹木や街路樹の剪定枝を焼却処分せず、チップ化・再利用を推進する。
- 大阪府流域下水道資源リサイクル計画(ミラクルプラン)の推進
- 流域下水道から発生する処理水・汚泥など有用な資源について、下水道事業の一環としてリサイクルを推進するため、安威川流域において、処理水の再利用のための送水幹線を引き続き建設する。

- 水道残渣の有効利用の推進
- 三島浄水場の排水ケークを、園芸用土及びグラウンド用資材として有効利用を図るため、(財)大阪府水道サービス公社に委託し、製品の加工及び販売を行う。また、水道残渣の多面的な有効利用や減量化などを図るための検討を行う。
- 環境共生建築技術の導入
- 「環境共生建築技術導入の手引き」に基づき、地球環境と共生する府有建築物の整備を推進する。

④経済的手段による環境負荷の低減

- 中小企業公善防止、低公害車購入等資金融資制度の推進
- 中小企業近代化資金等助成法に基づき、設備資金を自力で調達することが困難な中小企業に対し、対象となる公害防止設備の購入にかかる費用の2分の1以内を無利子で貸し付けることにより中小企業の近代化、省力化を促進する。
- 中小企業近代化資金等助成法に基づき、対象となる公害防止設備の近代化を図ろうとする中小企業にかかわって設備を購入し、割賦販売又はリースを行う(財)大阪府中小企業振興協会に対して、事業資金の貸付等を行う。
- 「中小企業公害防止資金特別融資」により、中小企業者に対し、必要な公害防止処理施設の設置、改善又は工場・事業場の移転に係る費用に關して融資のあっせん及びこれに係る利子補給を行う。
- 中小企業者が空業酸化物排出生量の少ない低公害な自動車に買い換える場合などに、購入資金の融資あっせん及びこれに係る利子補給を行う。

■ごみ処理費用の適正負担のあり方等、調査、検討
「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用の適正な負担のあり方についての調査・検討を行う。

第2 基盤の整備

- ①緑と水の保全と創出
- 公園・緑地、道路等の公共施設の緑化の推進
「緑の中の都市」を形成するため、公園開設面積の拡大とともに、道路緑化事業、市町村補助事業を行う。
- 民間施設の緑化の促進
市街地の大部分を占める民間施設を緑化することにより良好な地域環境を創出するため、みどりの基金を活用し、府域の民間施設における緑化事業への支援や、緑化意識の普及・啓発を通じ民間施設の緑化を促進する。
- ため池や河川環境の整備
ため池の快適環境づくりに進めるため、親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等の整備を行い、水と緑に包まれたオアシス空間の整備を推進する。芥川、石川、安威川、天野川等において河川の環境整備事業を実施し、石川、茨木川等の河川について、生態系に配慮した多自然型川づくりを推進する。
- 森林の保全管理、森林造成事業の推進
森林資源の培養と国土保全を図るため、府内一円の森林を対象に育成単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打ち）、育成複層林整備（樹下植栽、下刈、改良）について事業実施、助成を行う。
- ②都市構造、都市基盤の整備
- 物流関連施設の適正配置等による貨物輸送の効率向上の促進
貨物輸送の大半を占める自動車輸送に起因する都市間交通混雑等の解消のため、既存の流通業街市街地の再整備による、機能の高度化等の検討を行うとともに、トラックターミナル等の新たな物流拠点の整備を検討する。
- 阪南港阪南2区整備事業の推進
阪南港阪南2区において、既成市街地の住工混在を解消するための工場の移転用地、ごみ処理を適正に行う清掃工場のための用地、水辺環境を創出するための干潟・親水緑地などの整備を行い、快適な都市環境の創出を図る。
- 電気自動車などの低公害車の普及
民間分野における低公害車の大量普及に向けての初期需要の創出を図っていただくには、官公庁における率先導入が重要との認識から、平成9年3月に改定した「大阪府低公害車導入指針」に基づき、更新する庁内公用車すべてについて、基本的に低公害車への代替を図る。
また、低公害車の普及に必要な燃料供給施設について、関係自治体及び燃料供給事業者と連携しながら計画的整備を図る。
- 公共交通機関の整備、充実
大阪市営地下鉄の市域外延伸に対する補助、近鉄東大阪線利子補給、ニュータウン鉄道建設補助、鉄道軌道近代化設備整備補助を行う。
大阪モノレール「環状モノレール（大阪空港～門真市）及び、国際文化公園都市モノレール（万博記念公園～東センター）」において、支柱補強工事等を行う。
- ノーマイカーデーの推進
毎月20日をノーマイカーデーとし、ラジオスポット放送の実施、ポスターの作成・配付、ノーマイカーデーウォークの実施、電光掲示板への掲出、懸垂幕、横断幕の掲出を行う。
- 情報ネットワークの整備
関係課をLANで結んだ環境情報システムにより、環境情報の効率的な利用を推進する。

付録

平成10年度 環境関係当初予算(関連事業を含む)一覧

(単位：千円)

| 部 局 名 | 平成10年度 | 平成9年度 | 増 減 |
|---------------|-------------|-------------|--------------|
| 総 務 部 | 1,300,000 | 1,300,000 | 0 |
| 企 画 調 整 部 | 559 | 1,305 | △ 746 |
| 生 活 文 化 部 | 79,004 | 49,491 | 29,513 |
| 保 健 衛 生 部 | 263,570 | 207,993 | 55,577 |
| 商 工 部 | 2,864,213 | 3,184,618 | △ 320,405 |
| 環 境 農 林 水 産 部 | 11,318,771 | 11,491,636 | △ 172,865 |
| 土 木 部 | 171,624,157 | 184,080,857 | △ 12,456,700 |
| 建 築 都 市 部 | 40,819,405 | 55,836,499 | △ 15,017,094 |
| 企 業 局 | 545,684 | 1,072,996 | △ 527,312 |
| 水 道 部 | 5,608,867 | 6,089,461 | △ 480,594 |
| 教 育 委 員 会 | 1,173,910 | 1,162,098 | 11,812 |
| 公 安 委 員 会 | 4,390,970 | 4,416,648 | △ 25,678 |
| 計 | 239,989,110 | 268,893,602 | △ 28,904,492 |

豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

(単位：千円)

| 項 目 名 | 部 局 名 | 10予算 | 9予算 | 増 減 |
|----------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 環境基本条例の推進 | 環境農林水産部 | 4,725 | 6,042 | △ 1,317 |
| 環境総合計画の推進 | 環境農林水産部 | 788 | 900 | △ 112 |
| ISO14001の認証取得(新規) | 環境農林水産部 | 4,770 | 0 | 4,770 |
| 環境総合計画と大阪地域公害防止計画等との整合の確保 | 環境農林水産部 | 45 | 17,159 | △ 17,114 |
| 公害防止など環境保全関係法令に基づく規制・指導 | 総 務 部 | 1,300,000 | 1,300,000 | 0 |
| 公害防止など環境保全関係法令に基づく規制・指導 | 環境農林水産部 | 134,728 | 145,036 | △ 10,308 |
| 環境影響評価要綱の運用 | 環境農林水産部 | 5,992 | 8,920 | △ 2,928 |
| 環境影響評価条例の全面施行に向けた取組 | 環境農林水産部 | 10,454 | 1,102 | 9,352 |
| 関西国際空港環境監視機構の運営 | 環境農林水産部 | 9,107 | 9,247 | △ 140 |
| 大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会の運営 | 環境農林水産部 | 663 | 775 | △ 112 |
| 自主的な環境管理・監査に向けての啓発、情報の提供 | 環境農林水産部 | 1,001 | 427 | 574 |
| 中小企業に対する公害防止資金の融資制度 | 環境農林水産部 | 475,843 | 565,113 | △ 89,270 |
| 教員等の環境教育指導者としての養成、研修の実施 | 教育委員会 | 250 | 274 | △ 24 |
| 体験学習型施設の活用等の校外における取組み | 教育委員会 | 178,485 | 187,486 | △ 9,001 |
| 地域や職場における環境学習リーダーの養成 | 環境農林水産部 | 550 | 842 | △ 292 |
| 環境に関する関心や知識、活動の程度に応じた多様な啓発、研修の実施 | 環境農林水産部 | 2,000 | 3,600 | △ 1,600 |
| 社会教育テレビ番組「現代を生きる」の活用 | 教育委員会 | 72,747 | 84,904 | △ 12,157 |
| 啓発や学習、実践活動に必要な資材の提供 | 環境農林水産部 | 130 | 120 | 10 |
| 各種月間行事、啓発、イベントに対する参加の促進 | 環境農林水産部 | 3,153 | 6,343 | △ 3,190 |
| 効果的な環境教育手法等に関する調査研究 | 環境農林水産部 | 240 | 342 | △ 102 |
| こどもエコクラブの支援 | 環境農林水産部 | 500 | 515 | △ 15 |
| 豊かな環境づくり大阪府民会議の運営 | 環境農林水産部 | 1,362 | 1,675 | △ 313 |
| 大阪府環境保全基金、大阪府みどりの基金の充実 | 環境農林水産部 | 32,472 | 23,226 | 9,246 |
| 奨励制度の充実 | 環境農林水産部 | 1,632 | 1,589 | 43 |
| 環境情報提供施設の拡充 | 環境農林水産部 | 9,769 | 9,988 | △ 219 |
| 発生源、環境質、府民意識及び影響モニタリングの充実 | 環境農林水産部 | 146,994 | 151,203 | △ 4,209 |
| データの一元的管理、検索・表示等の機能の強化 | 環境農林水産部 | 105,548 | 106,017 | △ 469 |
| (財)中小企業情報センターにおける情報提供等の充実 | 商 工 部 | 30,390 | 32,180 | △ 1,790 |
| 環境白書等の作成 | 環境農林水産部 | 3,999 | 4,586 | △ 587 |
| 試験研究体制の整備 | 環境農林水産部 | 155,134 | 106,116 | 49,018 |
| 研究開発の推進 | 生活文化部 | 77,588 | 39,438 | 38,150 |
| 研究開発の推進 | 商 工 部 | 7,700 | 113,448 | △ 105,748 |
| 研究開発の推進 | 環境農林水産部 | 41,979 | 36,867 | 5,112 |
| 成果の普及 | 商 工 部 | 14,899 | 16,129 | △ 1,230 |
| 環境の保全と創造に関する実証研究 | 環境農林水産部 | 14,066 | 11,927 | 2,139 |
| 平成9年度終了事業 | | | 17,859 | △ 17,859 |
| 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進 計 | | 2,849,703 | 3,011,395 | △ 161,692 |

府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

(単位：千円)

| 項 目 名 | 部 局 名 | 10予算 | 9予算 | 増 減 |
|-------------------|---------|------------|------------|-------------|
| 公用車への率先導入 | 環境農林水産部 | 90,551 | 80,790 | 9,761 |
| 民間事業者への助成・普及啓発 | 環境農林水産部 | 21,124 | 17,477 | 3,647 |
| 低NOx車の普及促進 | 環境農林水産部 | 500 | 500 | 0 |
| 輸送効率の向上 | 環境農林水産部 | 121 | 435 | △ 314 |
| 物流拠点の整備 | 土 木 部 | 2,711,800 | 4,939,300 | △ 2,227,500 |
| 事業者に対する指導 | 環境農林水産部 | 255 | 0 | 255 |
| 公共交通機関の整備及び利便性の向上 | 土 木 部 | 7,907,554 | 10,663,390 | △ 2,755,836 |
| 自家用自動車の使用自粛 | 土 木 部 | 1,266 | 1,350 | △ 84 |
| 交通の分散化や道路機能の分化の促進 | 土 木 部 | 34,554,128 | 42,398,681 | △ 7,844,553 |
| 駐車対策の推進 | 土 木 部 | 53,225 | 370,063 | △ 316,838 |
| 駐車対策の推進 | 公安委員会 | 2,438,343 | 2,354,758 | 83,585 |
| 交通管制システムの整備 | 公安委員会 | 1,878,381 | 1,985,743 | △ 107,362 |

| 項 目 名 | 部 局 名 | 10予算 | 9予算 | 増 減 |
|---|---------|------------|------------|-------------|
| 道路交通対策の検討 | 環境農林水産部 | 429 | 508 | △ 79 |
| 土壌や光触媒を用いた大気直接浄化手法の実用化調査の実施 | 環境農林水産部 | 39,409 | 40,452 | △ 1,043 |
| ノーマイカーデーの実施 | 環境農林水産部 | 350 | 500 | △ 150 |
| ノーマイカーデーの実施 | 土 木 部 | 17,570 | 18,441 | △ 871 |
| 駐車時におけるアイドリング行為の規制等（新規） | 環境農林水産部 | 895 | 0 | 895 |
| 大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発 | 環境農林水産部 | 4,360 | 5,371 | △ 1,011 |
| エコ・エナジーOSAKAの開催 | 環境農林水産部 | 4,000 | 8,500 | △ 4,500 |
| 大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会等の運営 | 環境農林水産部 | 4,394 | 4,544 | △ 150 |
| 排出量の把握等 | 環境農林水産部 | 11,900 | 13,260 | △ 1,360 |
| 有害大気汚染物質調査（一部新規） | 環境農林水産部 | 4,950 | 0 | 4,950 |
| 生活ゾーン規制による通過交通の排除 | 公安委員会 | 5,050 | 5,155 | △ 105 |
| 速度規制 | 公安委員会 | 50,805 | 52,496 | △ 1,691 |
| 大型車規制 | 公安委員会 | 2,673 | 2,759 | △ 86 |
| 路面の改良（低騒音舗装の敷設、路面の補修） | 土 木 部 | 257,000 | 640,000 | △ 383,000 |
| 吸音板等の設置（高架裏面、堀割道路側壁等） | 土 木 部 | 20,000 | 0 | 20,000 |
| ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発 | 環境農林水産部 | 7,199 | 8,000 | △ 801 |
| 廃家電リサイクル事業の推進 | 環境農林水産部 | 1,000 | 3,780 | △ 2,780 |
| 分別収集促進計画の推進、市町村の分別収集への支援 | 環境農林水産部 | 19,333 | 17,600 | 1,733 |
| 再生資源を使用した商品等の利用の促進 | 環境農林水産部 | 10,000 | 15,000 | △ 5,000 |
| 水道残渣の有効利用の推進 | 水 道 部 | 15,924 | 32,530 | △ 16,606 |
| ごみ処理の広域化計画の策定（新規） | 環境農林水産部 | 2,491 | 0 | 2,491 |
| マニフェスト（管理票）システムの徹底 | 環境農林水産部 | 50,448 | 56,118 | △ 5,670 |
| 特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱の運用 | 環境農林水産部 | 2,196 | 2,302 | △ 106 |
| 市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助 | 環境農林水産部 | 351,614 | 400,248 | △ 48,634 |
| 産業廃棄物処理施設の整備の促進 | 環境農林水産部 | 4,991 | 15,000 | △ 10,009 |
| 堺第7-3区埋立処分事業の推進 | 環境農林水産部 | 40,644 | 45,172 | △ 4,528 |
| フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）の促進 | 環境農林水産部 | 8,491 | 8,609 | △ 118 |
| ウェイストデータバンクの充実 | 環境農林水産部 | 7,647 | 8,500 | △ 853 |
| さんばいフォーラムの開催 | 環境農林水産部 | 665 | 665 | 0 |
| 産業廃棄物の不法投棄防止の推進 | 環境農林水産部 | 1,322 | 0 | 1,322 |
| 工場・事業場の規制・指導 | 環境農林水産部 | 8,464 | 9,116 | △ 652 |
| 地域冷暖房システムの導入促進 | 環境農林水産部 | 3,303 | 3,850 | △ 547 |
| 浮遊粒子状物質総合対策の検討 | 環境農林水産部 | 4,500 | 1,831 | 2,669 |
| クリーンエネルギー化の促進 | 環境農林水産部 | 1,255 | 6,300 | △ 5,045 |
| 省エネルギー化の促進 | 商 工 部 | 1,224 | 1,473 | △ 249 |
| エネルギーの有効活用の促進 | 環境農林水産部 | 2,000 | 6,700 | △ 4,700 |
| 悪臭物質の排出抑制 | 環境農林水産部 | 491 | 595 | △ 104 |
| 大気環境啓発事業の推進 | 環境農林水産部 | 1,000 | 1,530 | △ 530 |
| 大気汚染常時監視 | 環境農林水産部 | 284,769 | 260,200 | 24,569 |
| 光化学スモッグ緊急時措置 | 環境農林水産部 | 1,830 | 2,296 | △ 466 |
| 定期的環境モニタリング | 環境農林水産部 | 21,964 | 7,522 | 14,442 |
| 流域下水道事業の推進 | 土 木 部 | 72,445,301 | 75,790,794 | △ 3,345,493 |
| 公共下水道事業の推進 | 土 木 部 | 903,800 | 1,137,800 | △ 234,000 |
| 合併処理浄化槽の設置促進 | 保健衛生部 | 193,891 | 142,523 | 51,368 |
| 生活排水対策重点地域の指定 | 環境農林水産部 | 10,235 | 11,781 | △ 1,546 |
| 府民啓発の実施 | 環境農林水産部 | 2,899 | 3,286 | △ 387 |
| 農業集落排水処理施設の設置促進 | 環境農林水産部 | 151,085 | 185,724 | △ 34,639 |
| 工場・事業場の排水規制・指導（産業排水対策） | 環境農林水産部 | 23,331 | 23,017 | 314 |
| 肥料の適正使用の促進 | 環境農林水産部 | 6,494 | 8,100 | △ 1,606 |
| ゴルフ場等農薬対策 | 環境農林水産部 | 2,016 | 2,016 | 0 |
| 上水道水源の水質保全対策 | 環境農林水産部 | 917 | 3,011 | △ 2,094 |
| 上水道水源の水質保全対策 | 保健衛生部 | 1,189 | 1,353 | △ 164 |
| 富栄養化防止対策の推進 | 環境農林水産部 | 8,325 | 10,127 | △ 1,802 |

| 項 目 名 | 部 局 名 | 10予算 | 9予算 | 増 減 |
|-----------------------------|---------|-------------|-------------|--------------|
| COD総量削減計画の推進 | 環境農林水産部 | 1,687 | 1,732 | △ 45 |
| 関連団体との協力 | 環境農林水産部 | 2,900 | 2,900 | 0 |
| 大規模油流出事故対策の推進（新規） | 環境農林水産部 | 66 | 0 | 66 |
| 河川水の直接浄化（薄層流浄化施設等）の実施 | 土 木 部 | 586,000 | 491,000 | 95,000 |
| 多自然型川づくり（自浄作用の向上等）の実施 | 土 木 部 | 1,901,000 | 2,940,000 | △ 1,039,000 |
| 浄化用水等の導入 | 土 木 部 | 360,000 | 260,000 | 100,000 |
| 港湾等の浄化事業（堺泉北港船舶廃油処理、港内清掃事業） | 土 木 部 | 87,424 | 89,016 | △ 1,592 |
| 河川のしゅんせつ | 土 木 部 | 30,000 | 70,000 | △ 40,000 |
| 船舶等廃油、流出油対策 | 土 木 部 | 6,676 | 7,684 | △ 1,008 |
| 雨水の貯留浸透施設の設置 | 土 木 部 | 305,400 | 258,000 | 47,400 |
| 大和川流域水環境保全対策の推進 | 環境農林水産部 | 5,000 | 9,008 | △ 4,008 |
| 公共用水域の水質測定計画の推進 | 環境農林水産部 | 200,083 | 215,718 | △ 15,635 |
| 水質自動観測局による監視・測定 | 環境農林水産部 | 65,971 | 76,132 | △ 10,161 |
| 地下水の代替水の供給 | 水 道 部 | 5,592,943 | 5,819,589 | △ 226,646 |
| 安全揚水量の解明 | 環境農林水産部 | 3,368 | 3,832 | △ 464 |
| 地下水浄化手法の検討 | 環境農林水産部 | 1,574 | 2,313 | △ 739 |
| 地盤沈下の監視 | 環境農林水産部 | 13,019 | 17,553 | △ 4,534 |
| 地下水質の監視 | 環境農林水産部 | 7,862 | 8,155 | △ 293 |
| 土壌汚染概況調査 | 環境農林水産部 | 561 | 1,342 | △ 781 |
| 規制・指導 | 環境農林水産部 | 3,181 | 2,387 | 794 |
| 大阪国際空港に係る航空機騒音の常時測定 | 環境農林水産部 | 9,358 | 9,960 | △ 602 |
| 関西国際空港に係る航空機騒音の環境監視 | 環境農林水産部 | 4,050 | 4,500 | △ 450 |
| 大阪国際空港周辺対策の推進 | 環境農林水産部 | 1,328,093 | 1,013,682 | 314,411 |
| 調査・研究の推進 | 環境農林水産部 | 2,455 | 5,000 | △ 2,545 |
| 公害病認定患者死亡見舞金の支給 | 環境農林水産部 | 20,000 | 21,350 | △ 1,350 |
| 公害医療研修事業への助成 | 環境農林水産部 | 1,215 | 1,350 | △ 135 |
| 大気汚染による健康影響調査 | 保健衛生部 | 9,452 | 9,197 | 255 |
| 保健所における環境保健業務の実施 | 保健衛生部 | 2,977 | 2,888 | 89 |
| 呼吸器疾患の予防に関する調査研究 | 保健衛生部 | 6,381 | 0 | 6,381 |
| 水処理及び水質確保に関する研究 | 保健衛生部 | 30,154 | 32,902 | △ 2,748 |
| 母乳中の有機塩素系化合物の測定調査 | 保健衛生部 | 1,486 | 1,835 | △ 349 |
| 食品、容器包装等のPCB汚染調査 | 保健衛生部 | 1,079 | 1,118 | △ 39 |
| 食品等の残留農薬に関する調査研究 | 保健衛生部 | 16,857 | 16,068 | 789 |
| 環境汚染による健康影響等の監視体制の整備 | 保健衛生部 | 104 | 109 | △ 5 |
| 府・市町村公害苦情相談窓口 | 環境農林水産部 | 1,441 | 1,560 | △ 119 |
| 府警察機関による公害関係事犯の検挙 | 公安委員会 | 15,718 | 15,737 | △ 19 |
| 公害審査会の運営 | 環境農林水産部 | 650 | 732 | △ 82 |
| 府有施設の整備における発生防止 | 建築都市部 | 768,830 | 1,200,520 | △ 431,690 |
| 中小企業低公害車購入資金特別融資 | 環境農林水産部 | 113,401 | 208,728 | △ 95,327 |
| 中小企業設備貸与 | 商 工 部 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| 中小企業設備近代化金融融資 | 商 工 部 | 2,800,000 | 3,000,000 | △ 200,000 |
| 環境調査（汚染状況） | 環境農林水産部 | 804 | 3,037 | △ 2,233 |
| 分析手法の開発 | 環境農林水産部 | 6,632 | 6,091 | 541 |
| リスクアセスメント手法の検討 | 環境農林水産部 | 240 | 342 | △ 102 |
| ダイオキシン類排出実態調査（新規） | 環境農林水産部 | 9,373 | 0 | 9,373 |
| ダイオキシン類環境モニタリング（新規） | 環境農林水産部 | 9,037 | 0 | 9,037 |
| 分析体制のあり方検討（新規） | 環境農林水産部 | 2,000 | 0 | 2,000 |
| 府立学校ダイオキシン対策（新規） | 教育委員会 | 45,169 | 0 | 45,169 |
| 平成9年度終了事業 | | | 276,093 | △ 276,093 |
| 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現 | 計 | 139,076,952 | 157,958,102 | △ 18,881,150 |

自然と共生する豊かな環境の創造

(単位：千円)

| 項 目 名 | 部 局 名 | 10 予算 | 9 予算 | 増 減 |
|------------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 鳥獣保護区等の設定 | 環境農林水産部 | 616 | 684 | △ 68 |
| 傷病野生鳥獣の救護（一部新規） | 環境農林水産部 | 11,021 | 2,221 | 8,800 |
| 鳥獣保護思想の普及啓発 | 環境農林水産部 | 7,531 | 7,433 | 98 |
| オオサンショウウオ・イタセンバラ・アユモドキ等の保護（新規） | 環境農林水産部 | 2,348 | 2,112 | 236 |
| 府域の野生動植物の分布、生息・生育状況の把握（大阪府種の多様性調査） | 環境農林水産部 | 7,767 | 10,401 | △ 2,634 |
| 希少な野生動植物の保護（湿地保全事業） | 環境農林水産部 | 10,200 | 6,250 | 3,950 |
| 環境共生都市「水と緑の健康都市」の整備 | 企 業 局 | 95,900 | 122,000 | △ 26,100 |
| 自然環境保全地域の指定と保全 | 環境農林水産部 | 3,818 | 3,668 | 150 |
| 緑地環境保全地域の指定と保全 | 環境農林水産部 | 4,533 | 5,171 | △ 638 |
| 和泉葛城山ブナ林の保全 | 環境農林水産部 | 5,822 | 4,225 | 1,597 |
| 府下の天然記念物等の保護増殖 | 教育委員会 | 450 | 500 | △ 50 |
| 長松自然海浜保全地区及び小島自然海浜保全地区の保全・整備 | 環境農林水産部 | 2,424 | 2,495 | △ 71 |
| 保安林の保全・管理 | 環境農林水産部 | 6,734 | 7,267 | △ 533 |
| 国定公園区域の保全 | 環境農林水産部 | 3,780 | 4,200 | △ 420 |
| 自然環境保全指導員制度の運用 | 環境農林水産部 | 13,875 | 13,459 | 416 |
| 森林保全員制度の運用 | 環境農林水産部 | 12,215 | 12,057 | 158 |
| 森林造成事業の推進 | 環境農林水産部 | 204,105 | 212,466 | △ 8,361 |
| 治山事業の推進 | 環境農林水産部 | 1,344,657 | 1,395,790 | △ 51,133 |
| 生駒山系グリーンベルト整備事業の推進 | 土 木 部 | 715,500 | 50,000 | 665,500 |
| 森林景観保全整備事業の推進 | 環境農林水産部 | 39,458 | 40,815 | △ 1,357 |
| 保安林整備緊急対策事業の推進 | 環境農林水産部 | 57,592 | 60,703 | △ 3,111 |
| 間伐の促進 | 環境農林水産部 | 5,527 | 6,908 | △ 1,381 |
| 棚田地域の保全（新規） | 環境農林水産部 | 26,250 | 0 | 26,250 |
| 広域農業公園「愛農遊農いこいのさと」構想の推進 | 環境農林水産部 | 1,423 | 3,339 | △ 1,916 |
| 農空間整備事業の推進 | 環境農林水産部 | 10,400 | 18,200 | △ 7,800 |
| 府民牧場の整備 | 環境農林水産部 | 894,439 | 547,400 | 347,039 |
| 水と緑豊かな溪流砂防事業の推進 | 土 木 部 | 394,000 | 797,009 | △ 403,009 |
| 砂防環境整備事業の推進 | 土 木 部 | 34,500 | 55,500 | △ 21,000 |
| 河川水質の保全 | 環境農林水産部 | 140 | 167 | △ 27 |
| ダム湖周辺整備の推進 | 土 木 部 | 13,230 | 18,900 | △ 5,670 |
| いきいき水路モデル事業の推進 | 環境農林水産部 | 698,250 | 714,489 | △ 16,239 |
| オアシス整備事業の推進 | 環境農林水産部 | 409,419 | 618,362 | △ 208,943 |
| 地域総合オアシス整備事業の推進 | 環境農林水産部 | 703,428 | 602,729 | 100,699 |
| なぎさ保全創造事業の推進 | 環境農林水産部 | 180,000 | 200,000 | △ 20,000 |
| 漁場保全対策事業の推進 | 環境農林水産部 | 23,900 | 23,600 | 300 |
| 魚礁の設置 | 環境農林水産部 | 83,103 | 99,179 | △ 16,076 |
| 空港周辺海域整備事業の推進 | 環境農林水産部 | 9,560 | 10,100 | △ 540 |
| 「なぎさ海道」事業の推進 | 企画調整部 | 59 | 445 | △ 386 |
| 阪南港阪南2区における人工干潟の整備 | 土 木 部 | 3,206 | 5,000 | △ 1,794 |
| 自然公園整備・管理・運営事業の推進 | 環境農林水産部 | 91,162 | 77,647 | 13,515 |
| 府民の森利用促進・管理・運営事業の推進 | 環境農林水産部 | 519,328 | 720,434 | △ 201,106 |
| 森林クリーンアップの推進 | 環境農林水産部 | 5,172 | 5,757 | △ 585 |
| 金剛生駒紀泉国定公園拡大地域の整備 | 環境農林水産部 | 579,470 | 335,737 | 243,733 |
| 府立自然公園構想の推進 | 環境農林水産部 | 795 | 900 | △ 105 |
| 森林利用施設の整備・管理 | 環境農林水産部 | 89,309 | 211,210 | △ 121,901 |
| 長距離自然歩道の整備 | 環境農林水産部 | 58,630 | 75,449 | △ 16,819 |
| 府民参加の森づくり事業の推進 | 環境農林水産部 | 12,434 | 15,060 | △ 2,626 |
| 森林林業教育実施事業の推進 | 環境農林水産部 | 1,150 | 1,150 | 0 |
| 河川環境整備事業の推進 | 土 木 部 | 4,652,000 | 4,808,000 | △ 156,000 |
| ふるさとの川整備事業の推進 | 土 木 部 | 3,400,000 | 2,447,000 | 953,000 |
| 魚に親しむ川づくりの推進 | 環境農林水産部 | 988 | 1,398 | △ 410 |
| 魚とふれあえる水辺の整備 | 環境農林水産部 | 367 | 408 | △ 41 |

| 項 目 名 | 部 局 名 | 10予算 | 9予算 | 増 減 |
|------------------------|---------|------------|------------|-----------|
| 水質保全啓発活動の推進 | 環境農林水産部 | 2,000 | 3,331 | △ 1,331 |
| 河川愛護月間、森と湖に親しむ旬間等による啓発 | 土 木 部 | 2,300 | 3,300 | △ 1,000 |
| ふるさと砂防事業の促進 | 土 木 部 | 120,000 | 208,500 | △ 88,500 |
| 二色の浜環境整備事業の推進 | 企 業 局 | 210,431 | 327,707 | △ 117,276 |
| ふれあい漁港漁村整備事業の推進 | 環境農林水産部 | 283,000 | 308,000 | △ 25,000 |
| 海岸愛護月間による啓発 | 土 木 部 | 815 | 891 | △ 76 |
| (財)大阪みどりのトラスト協会事業の展開 | 環境農林水産部 | 88,874 | 97,844 | △ 8,970 |
| 緑化・森林づくり情報の収集・提供 | 環境農林水産部 | 1,724 | 1,724 | 0 |
| 活動を指導する人材の育成 | 環境農林水産部 | 1,494 | 1,560 | △ 66 |
| みどりの人材銀行運営事業の推進 | 環境農林水産部 | 1,494 | 1,660 | △ 166 |
| 緑の少年団育成事業の推進 | 環境農林水産部 | 900 | 1,000 | △ 100 |
| 平成9年度終了事業 | | | 183,853 | △ 183,853 |
| 自然と共生する豊かな環境の創造 計 | | 16,165,017 | 15,524,764 | 640,253 |

文化と伝統の香り高い環境の創造

(単位：千円)

| 項 目 名 | 部 局 名 | 10予算 | 9予算 | 増 減 |
|----------------------------|---------|------------|------------|--------------|
| 健康と生きがいを支える府営公園の整備 | 土 木 部 | 13,268,564 | 15,098,728 | △ 1,830,164 |
| 庁舎・府営住宅の緑化 | 建築都市部 | 739,178 | 1,105,911 | △ 366,733 |
| 緑化樹配付事業の推進 | 環境農林水産部 | 166,947 | 186,237 | △ 19,290 |
| 民間施設緑化推進事業の推進 | 環境農林水産部 | 57,575 | 85,075 | △ 27,500 |
| 緑化支援隊による緑化の推進 | 環境農林水産部 | 34,448 | 38,275 | △ 3,827 |
| 緑化運動の推進 | 環境農林水産部 | 79,216 | 11,430 | 67,786 |
| 緑化センターの活用 | 環境農林水産部 | 84,939 | 99,643 | △ 14,704 |
| 治水緑地の整備 | 土 木 部 | 6,575,000 | 8,094,000 | △ 1,519,000 |
| 河川再生事業の推進 | 土 木 部 | 360,000 | 285,000 | 75,000 |
| 地域交流拠点（水辺プラザ）の整備 | 土 木 部 | 100,000 | 120,000 | △ 20,000 |
| 河川浄化事業 | 土 木 部 | 976,000 | 821,000 | 155,000 |
| スーパー堤防の整備 | 土 木 部 | 420,000 | 347,000 | 73,000 |
| 南大阪湾岸整備事業の推進 | 企 業 局 | 227,753 | 604,953 | △ 377,200 |
| 港湾環境整備事業の推進 | 土 木 部 | 260,000 | 310,000 | △ 50,000 |
| 環境と共生する港湾（エコポート）の整備 | 土 木 部 | 90,000 | 30,000 | 60,000 |
| 都市海岸高度化事業の推進 | 土 木 部 | 726,000 | 540,000 | 186,000 |
| 埋立地の活用 | 環境農林水産部 | 47,368 | 22,880 | 24,488 |
| 歩行者用道路の整備 | 土 木 部 | 5,797,000 | 5,095,000 | 702,000 |
| サイクリング・ロードの整備 | 土 木 部 | 100,000 | 500,000 | △ 400,000 |
| 休憩場・案内標識の設置 | 土 木 部 | 299,000 | 390,000 | △ 91,000 |
| 透水性歩道の整備 | 土 木 部 | 70,000 | 90,000 | △ 20,000 |
| 電線類の地中化の促進 | 土 木 部 | 985,000 | 580,000 | 405,000 |
| 府営住宅の整備 | 建築都市部 | 38,983,484 | 53,088,905 | △ 14,105,421 |
| 建築協定制度の活用 | 建築都市部 | 1,280 | 1,280 | 0 |
| 景観条例の検討 | 建築都市部 | 944 | 0 | 944 |
| 密集住宅市街地整備促進事業 | 建築都市部 | 218,981 | 243,395 | △ 24,414 |
| 景観を損なう屋外広告物の指導、撤去 | 建築都市部 | 16,258 | 16,954 | △ 696 |
| めいわく駐車や放置自転車の解消に向けた府民運動の展開 | 土 木 部 | 15,443 | 16,391 | △ 948 |
| 大阪都市景観建築賞 | 建築都市部 | 1,350 | 1,500 | △ 150 |
| まちづくり功労者の表彰 | 建築都市部 | 900 | 1,000 | △ 100 |
| マスター・キオ方式による魅力あるまちなみ形成の推進 | 企 業 局 | 11,600 | 18,336 | △ 6,736 |
| 美化運動の支援 | 土 木 部 | 8,700 | 9,600 | △ 900 |
| 歴史的建造物群の保存 | 教育委員会 | 7,500 | 0 | 7,500 |
| 史跡等、公有化整備事業への助成 | 教育委員会 | 290,131 | 284,910 | 5,221 |
| 文化財等の調査 | 教育委員会 | 2,600 | 0 | 2,600 |
| 埋蔵文化財の保全及び調査 | 教育委員会 | 27,507 | 41,626 | △ 14,119 |
| なにわ歴史街道事業の推進 | 企画調整部 | 500 | 860 | △ 360 |

| 項 目 名 | 部 局 名 | 10予算 | 9予算 | 増 減 |
|------------------------|-------|------------|------------|--------------|
| 歴史のみち・歴史をめぐる遊歩道整備事業の推進 | 土 木 部 | 35,000 | 60,000 | △ 25,000 |
| ウォーキング・トレイル事業の推進 | 土 木 部 | 7,000 | 25,000 | △ 18,000 |
| 歴史の息づく水辺空間の整備 | 土 木 部 | 904,000 | 1,570,000 | △ 666,000 |
| 府立博物館の運営 | 教育委員会 | 512,661 | 524,082 | △ 11,421 |
| 日本民家集落博物館への支援 | 教育委員会 | 18,000 | 18,000 | 0 |
| 府立近つ飛鳥風土記の丘の運営 | 教育委員会 | 15,174 | 15,411 | △ 237 |
| 狭山池ダム資料館（仮称）の建設 | 土 木 部 | 1,609,000 | 638,000 | 971,000 |
| 歴史情報の提供 | 教育委員会 | 1,864 | 3,239 | △ 1,375 |
| 文化財指導員による指導 | 教育委員会 | 1,372 | 1,666 | △ 294 |
| 平成9年度終了事業 | | | 9,178 | △ 9,178 |
| 文化と伝統の香り高い環境の創造 | 計 | 74,155,237 | 91,044,465 | △ 16,889,228 |

地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造

(単位：千円)

| 項 目 名 | 部 局 名 | 10予算 | 9予算 | 増 減 |
|---------------------------------|---------|-------------|-------------|--------------|
| 豊かな環境づくり大阪行動計画（ロカルフロンダ21）の策定・推進 | 環境農林水産部 | 546 | 850 | △ 304 |
| 地球環境関西フォーラムへの参画 | 環境農林水産部 | 270 | 300 | △ 30 |
| 温室効果ガス等モニタリング調査等の実施 | 環境農林水産部 | 413 | 609 | △ 196 |
| 大阪府フロン対策協議会の運営 | 環境農林水産部 | 6,763 | 1,890 | 4,873 |
| 府有建築物の環境整備（特定フロン対策）事業の推進 | 建築都市部 | 88,200 | 126,000 | △ 37,800 |
| 酸性雨のメカニズムの研究 | 環境農林水産部 | 1,124 | 1,496 | △ 372 |
| UNEP（国連環境計画）国際環境技術センターへの支援 | 環境農林水産部 | 39,815 | 41,269 | △ 1,454 |
| 海外友好提携都市との交流・協力 | 環境農林水産部 | 1,368 | 1,368 | 0 |
| 環境保全技術のデータベース化 | 環境農林水産部 | 13,591 | 18,191 | △ 4,600 |
| 地球環境問題に関する研究体制の整備 | 環境農林水産部 | 492 | 700 | △ 208 |
| (財)地球環境産業技術研究機構との連携 | 環境農林水産部 | 22,903 | 23,144 | △ 241 |
| 省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組 | 生活文化部 | 1,416 | 2,465 | △ 1,049 |
| エコエネルギー都市・大阪計画の検討 | 環境農林水産部 | 29,552 | 29,618 | △ 66 |
| 太陽光発電システム、太陽熱利用の普及・導入促進 | 環境農林水産部 | 993 | 1,617 | △ 624 |
| 剪定枝のリサイクル（新規） | 土 木 部 | 25,531 | 0 | 25,531 |
| 阪南港阪南2区整備事業の推進 | 土 木 部 | 6,922,000 | 247,000 | 6,675,000 |
| 公共輸送機関の整備、充実 | 土 木 部 | 587,224 | 593,559 | △ 6,335 |
| 平成9年度終了事業 | | | 264,800 | △ 264,800 |
| 地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造 | 計 | 7,742,201 | 1,354,876 | 6,387,325 |
| 合 計 | | 239,989,110 | 268,893,602 | △ 28,904,492 |